

令和7年 6月10日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和7年6月10日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 発議第 2号 東庄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 同意第12号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第25号 東庄町新宿公園の設置及び管理に関する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第26号 東庄町情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第28号 東庄町役場庁舎空調設備更新工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第29号 財産の無償貸付について
- 日程第15 議案第30号 令和7年度東庄町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第31号 令和7年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第32号 令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第33号 令和7年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正

予算（第1号）

日程第19 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和6年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）

日程第20 報告第2号 繰越額使用計画について（令和6年度東庄町水道事業会計予算繰越計算書）

日程第21 請願第1号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

日程第22 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

日程第23 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

1番	海	宝	和	宏	君	
2番	渡	邊	幸	江	君	
3番	前	田	君	江	君	
4番	岩	井	弘	晃	君	
5番	越	川	良	男	君	
6番	柳	堀		忠	君	
7番	桜	井	莊	一	君	
8番	宮	澤		健	君	
9番	大	網	正	敏	君	
10番	佐	久	間	義	房	君
11番	高	木	武	男	君	
12番	鈴	木	正	昭	君	
14番	板	寺	正	範	君	

○欠席議員（1名）

13番	山	崎	ひろみ	君
-----	---	---	-----	---

○出席説明員（13名）

町	長	岩	田	利	雄	君
---	---	---	---	---	---	---

副	町	長	向	後	喜一朗	君
監	査	委	員	平	山	茂
総	務	課	長	香	取	康
町	民	課	長	宇ノ	澤	修
ま	ち	づ	く	り	課	長
堀	江	弘	之			君
健	康	福	祉	課	長	高
木	多	恵	子			君
会	計	管	理	者	堀	江
香	澄					君
病	院	事	務	長	渡	辺
佳	則					君
農	業	委	員	会	事	務
局	長	竹	田	寿	幸	君
教	育	長	石	橋	宏	克
君						
教	育	課	長	郡	伸	明
君						
生	涯	学	習	担	当	課
長	前	田	泰	孝		君

○出席事務局員（３名）

事	務	局	長	布	施	光	規
次			長	向	後	順	子
主			査	白	石	直	人

(午前 10 時 00 分 開会)

議長（板寺正範君）

ただいまの出席議員は 13 人です。

ただいまから、令和 7 年 6 月東庄町議会定例会を開会します。

会議に先立ち報告します。13 番 山崎ひろみ君から所用のため本日の会議を欠席したい旨の届出がありました。ご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、私から議会本会議において議案の朗読を行わないこととなった旨を報告させていただきます。

東庄町議会においては、議長の議題の宣告後、局長が議案の朗読を行っていましたが、東庄町議会会議規則第 37 条では、議案等の朗読について「議長は、必要があると認める時は、議題になった事件を職員をして朗読させる」と規定されていることから、東庄町議会において行っている議案の朗読を規則と同様に必要があると認める時に行うこととするものでございます。

これは、あらかじめ議案の配布がされておりますので、事前に内容を周知しているものと考えられるからでございます。

なお、本案件については、去る 6 月 3 日、議会運営委員会におきまして合意を見ております。議員各位におかれましては、ご了承願います。

会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、11 番 高木武男君、4 番 岩井弘晃君、両名を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 4 日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

10 番（佐久間義房君）

おはようございます。令和 7 年 6 月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る6月3日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議いたしました。この定例会に付議されます案件は、議員発議1件、町長提案14件、請願2件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から6月13日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は6人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、発議第2号を上程し、質疑・採決を行います。続いて、同意第12号を上程し、採決を行い、次に、承認第2号及び承認第3号を順次上程し、質疑・採決を行って、延会といたします。

なお、延会後、全員協議会を開催する予定です。

第2日目の11日には、議案第25号から議案第33号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第1号及び報告第2号の報告を行います。続いて、請願2件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して、散会とします。

散会後、文教福祉常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

第3日目の12日は休会としまして、最終日の13日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催する予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で議会運営委員会において決定いたしました事項の報告を終わります。

議長（板寺正範君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から6月13日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月13日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願2件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和7年2月20日から5月30日までの行政報告につきまして、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますけれども、1ページ目、庶務関係で、職員の新規採用、退職及び再任用の記載をしております。

職員の採用にあたっては、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2ページ目、中段の選挙関係でございますけれども、千葉県知事選挙が3月16日に執行され、当日有権者数1万743人、投票者数3,843人、投票率は35.77%でございました。

次に、企画関係でございますが、第3期東庄町総合戦略と東庄町地域公共交通計画を3月に策定しております。

次に、3ページ目、上段のDX推進関係でございますけれども、公開型GISを3月1日にインターネット上に公開をいたしました。これにより一般の方々にも自宅で様々な情報を確認することが出来るようになりました。

続いて、4ページ目、中段から、町民課の関係でございますけれども、賦課徴収関係で、各種納税通知書、督促状の発送を、また、5ページ目、上段の滞納処分として、財産差押えを実施いたしました。

町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、今後も町の財源確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、7ページ、上段の個人番号カード関係で、期間中のカード交付件数は397件となっております。現在も休日交付を定期的実施するなど、積極的に申請補助を行っております。

続いて、健康福祉課の関係でございますけれども、10ページ目、中段から子育て支援関係で、子育て応援祝金など各種交付金、給付金を支給しております。これらの子育て支援に関する事業は、子育て世帯の負担の軽減に寄与しているものと考えております。今後も子育て支援策の充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、11ページ目、中段から、衛生関係では、記載のとおり各種保健推進事業、健康増進事業、予防接種事業、母子保健対策事業を実施しております。

次に、12ページ目、下段から介護保険関係では、介護認定の状況や介護サービス利用件数を記載しております。引き続き、介護予防に重点を置いた施策の充実に努めてまいります。

続いて、14ページ目、上段からのまちづくり課の関係でございますけれども、建設関係で舗装補修工事等5件の工事と伐採木等処理委託等2件の業務委託を発注しております。

次に、15ページ目、中段からの農林水産関係でございますけれども、同ページ下段に記載のとおり、農業経営基盤強化促進事業や、16ページ目、上段に記載の農業経営改善計画認定などを行い、農業経営者の離農の防止、そして経費負担等の軽減に努めております。

最後に、19ページ目、上段の東庄病院の関係でございますけれども、1日当たりの平均患者数は一般病棟入院数が約19.7人、介護医療院入所者が約35.7人、外来患者数が約98.0人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。
議長（板寺正範君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

令和7年2月20日から5月30日までの教育委員会行政報告をさせていただきます。

お手元の資料20ページをご覧ください。

初めに、教育委員会関係でございます。2月から5月にかけて臨時教育委員会を2回、定例教育委員会を4回開催しました。

続いて、学校教育関係です。

まず、教職員の人事異動ですが、転入が11名、転出が12名でした。校医の委嘱については例年どおり行いました。

こども園及び小・中学校の卒業式、入学式は、お手元の資料のとおり行われました。

続いて、指定寄附関係です。

かとり農業協同組合様から農業とわたしたちの暮らしという学習教材のご寄附をいただきました。小学校の授業に活用させていただきます。

続いて、契約関係です。

東庄小学校プールろ過装置ろ材交換及び補修工事等4件の契約を結んでおります。

諸会議としましては、東庄町学校運営協議会、地域部活動検討委員会をそれぞれ行っております。

続いて、生涯学習関係です。

初めに、生涯学習事業としまして、生涯学習だよりの発行及び町文化協会定期総会など各種総会を行いました。

次に、社会体育事業です。

町スポーツ推進委員第6回会議他、様々な会議、総会を行っております。

東庄町民バスハイキングは87名の参加があり、埼玉県日高市、日和田山のハイキングを行いました。当日は天候が心配されましたが、日差しも少なく、ちょうど良いハイキング日和となりました。

公民館事業としましては、2月23日に公民館まつり、5月6日に子どもまつりを行いました。子どもまつりでは、チケット328枚が完売しました。当日は親子連れの子供たちが多数来館し、盛況でございました。

また、主催講座として、放課後子ども教室や公民館で行っている様々な講座を開設しました。

次に、契約関係です。

東庄町公民館樹木管理業務他2件の契約を行っております。詳細は資料のとおり

でございます。

続いて、社会教育関係については、香取地区社会教育連絡協議会役員会他 1 件の会議等を行っております。

次に、図書館関係でございます。

図書館だよりの発行や読書スタンプラリーなどを実施しております。図書の貸出数は資料のとおりでございます。

次に、学校給食センター関係です。

給食数は資料のとおりでございます。

諸会議としましては、第 2 回学校給食センター運営委員会を行っております。

契約関係としましては、2 号ボイラ缶体交換修繕を行っております。

以上、教育委員会行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

これで行政報告は終わりました。

日程第 5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

1 番、海宝です。改めまして、おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問をさせていただきます。

大きく 3 点、1 点目は小学校プールの熱中症対策について、2 点目は中学校部活動の地域移行について、3 点目は災害時のペットの同行避難について、質問要旨 6 点について伺います。

初めに、小学校プールの熱中症対策について伺います。

昨年のこの定例議会で、体育館の熱中症対策について質問いたしました。体育館へのエアコンの導入についてです。早速、今年度の予算に盛り込んでいただき、体育館へのエアコン設置が実現します。迅速なご対応、ありがとうございました。深く感謝申し上げます。

今回は、小学校のプールにおける水泳授業時の熱中症対策について、現状と対策を伺います。

町内では、小学校の統合前には、中学校を含めて六つのプールが稼働していまし

た。現在は東庄小学校一つのみです。

質問要旨 1 です。熱中症対策の現状について、まず、令和 6 年度の東庄小学校における水泳学習の各学年の実施回数と実施期間、開催日数について教えてください。

一問一答方式で通告してありますので、この後の質問は自席にて行います。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

令和 6 年度の水泳授業の実施期間は、令和 6 年 6 月 1 7 日から 7 月 1 1 日です。この期間の実施日数は 1 9 日です。

次に、各学年の実施回数ですが、1 年生から 4 年生は 6 回、5 年生、6 年生が 5 回です。授業時間は 1 回当たり 2 時間です。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございました。

現在行っているプールでの水泳授業時における熱中症対策について具体的に教えてください。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

熱中症対策としては、まず、暑さ指数、WBGT 3 1 未満の時は熱中症予防の配慮を行いながら実施し、基本的には 3 1 を超えた場合は中止を基本としています。

また、プールの中でも発汗により体の水分が失われておりますので、2 5 分ごとに 5 分の休憩を入れて水分補給を行い、体育館等の日陰で休憩を取っております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございました。ただいま答弁にありました暑さ指数というものについて教えていただきたいと思います。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

暑さ指数とは、人体と外気との熱のやり取りに着目した指標で、人体の熱収支に与える影響が大きい湿度、日射、輻射などの周辺の環境熱、気温の三つを取り入れた指標です。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございました。プールを実施するかどうかという判断の材料としての暑さ指数であるというふうに理解をいたしました。

何名かの小学校の教員に聞いたところによりますと、プールの授業は児童のみならず、指導する教員にとっても相当つらいものがあるということを伺いました。理由については、日陰がほぼないこと、去年はパラソルを何基か立てて日陰を作っていましたが、日陰はごく僅かな範囲で、数名ずつ交代で児童を休ませていたとのこと。当然ながら、教員は日陰に入って指導することは出来ません。体育館の中にいるのは見学者だそうです。

また、多くの学校では、プールは地面より高い場所に立ち上がっていますが、東庄小学校のプールはグラウンドと同じ高さにあり、風が強いと水中に砂やごみが入り込んで、衛生面での問題もあると考えます。屋外プールの対策にはやはり限界があるのではないのでしょうか。子供だけではなく、指導する教員も熱中症の危険にさらされてしまいます。

そこで質問要旨の2です。プールに屋根と壁をつけて屋内化するという選択肢はありませんか。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、東庄小学校のプールは築60年以上が経過し、老朽化が進んでおります。このような状況でプールの耐用年数を考慮しますと、多額の費用を要する屋根や壁の設置は慎重に考える必要があると考えております。中長期的な展望に立って検討をまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございました。

屋内化は難しいにしても、せめて日陰のエリアを作るためのひさし程度であれば、施工方法を工夫すれば費用を抑えられると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

ひさしであれば屋内化と比べて費用を抑えられる可能性はあります。しかし、プールの授業は一度に80名程度の児童が学年単位で受けるため、児童全員をカバー出来るひさしの広さ、プールサイドの設置スペース、強風対策、そして具体的な工事費用など、検討すべき課題があります。これらの点を踏まえ、費用対効果も考慮しながら慎重に検討を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございました。ひさしも一時的なものであろうことは予想しておりました。現状であれば、最も現実的な対策は、プールサイドに運動会で使ったようなテントを立てて日陰を作ることかなというふうに想像します。ただ、風が強いとち

よっと危険が伴うということになります。

ただ、将来的には是非屋内化を目指してほしいなという願望があります。

屋内化するメリットは幾つかあります。まず、直射日光を避けられるのが最大のメリットです。室内に温度がこもるのを避けるために大型換気扇や窓をつけるなどして通風を良くする。あるいは体育館と通路をつなげて体育館からエアコンの冷風を送るなどの工夫をすることも出来るでしょう。エアコンがつけば最高です。

また、屋内化することで、大雨時の水泳授業も可能になりますし、近年問題になっている外部からの盗撮被害の恐れもなくなります。現在のプールは、公民館の駐車場や北側の道路からは一部丸見えとなっております。更に、壁をつけることで、グラウンドからの砂や葉っぱなどのごみによる水質汚濁も防げます。現在のプールは築62年と伺いましたが、補修を繰り返しても直射日光や風雨にさらせば老朽化は避けられません。

私がかつて校長として勤務していた新設校にはプールがなく、栗源地区のB & G海洋センターのプールを使用していました。指導のための外部講師も依頼していました。教員の負担はかなり減りました。子供たちは水泳の授業をととても楽しみにしていました。スイミングスクールに通っている子は友達に自慢出来る場にもなっていました。将来、スクールバスを使って移動し、香取市にある水泳施設を借りることも選択肢の一つになるかもしれませんが、移動の時間を考えると現実的ではありません。

プールが老朽化して使えなくなれば、水泳授業を実施しない選択も出てくるかもしれません。学習指導要領では、適切な水泳場の確保が困難な場合には水泳の実技授業を取り扱わないことが出来るとあります。

実際、全国では水泳の授業を取りやめた学校が幾つかあると聞いています。座学で水に落ちた時の対応を学ぶそうです。座学で学んだことが実際の場面で果たしてどれだけ出来るのでしょうか。甚だ疑問が残ります。

利根川や黒部川と共に暮らす、言わばウォーターフロントの東庄町では、水の事故の防止のために、着衣泳など、水と親しむための授業は必須であると考えます。

もともと学校水泳教育の目的は、水難事故による人命損失をなくすことであり、そこに体育ということでの運動学習を盛り込んだものであったそうです。

昨年暮れに香取市の中学3年生が佐原の水門付近で釣りをしていて転落し、死亡

するという痛ましい事故が起こったばかりであり、その重要性は言うまでもありません。

更に言えば、夏休み以降、町民に開放して水中ウォーキングなどの健康増進への取組にも活用が期待出来るのではないかと思います。

予算が許せば思い切って屋内温水プールを完備した健康増進のための多目的運動施設を新設するというのも一つの意見としては可能ではないでしょうか。町制70周年の今年、次の80周年までに屋内温水町民プールの計画を進めていきませんか。茨城県の鹿嶋市に2019年に完成した、かしまいきいきゆめプールは、学校と市民の両方が使える温水プールとしてとても人気があるそうです。また、災害時はシャワーブースを活用して、避難所のお風呂代わりにもなるとのことなんです。

健康増進を図れば、それに伴って医療費の減少も期待出来るでしょう。町内在住の方で、神栖市や旭市のプールに通っている方は一定数いらっしゃると思います。また、高齢者の中には、おでかけ号やデマンドタクシーを利用してプールに出かけようとする方が増えるかもしれません。スイミングクラブを立ち上げれば、年間を通して定期的な利用がなされますし、中学校の部活動地域移行で水泳を選択する子もいるはずです。運営は民間に委託し、インストラクターは公募すれば良いのです。新たな雇用が生まれれば、移住のきっかけになるかもしれません。そうすれば、教員の負担や学校の負担は大きく減るでしょう。そのようなことも含めて、子供たちの命を守るために、未来志向でスピード感を持った取組を期待しています。

2点目です。中学校の部活動の地域移行について。

質問要旨1、現在の進捗状況と課題について伺います。

令和6年3月議会の一般質問で岩井議員が同様の質問をされました。その後、東庄町地域部活動検討委員会を複数回実施し、既に活動が始まっているクラブもあると聞いています。現在の進捗状況について、団体数及び団体名も含め具体的な状況について教えてください。

また、現状で課題になっていることは何か、具体的に教えてください。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

令和7年5月1日現在で登録されている中学生を受入れ可能な地域クラブは16団体あります。また、中学校の部活動から地域移行したクラブが1団体、9月から移行を予定している団体が1団体あります。

令和6年9月に卓球の地域移行が始まりました。現在は東庄ジュニア卓球クラブとして月2回、土曜日に活動をしています。中学生が14名所属しており、指導者は4名おります。

次に、令和7年9月からはソフトテニスが地域移行する予定です。東庄ジュニアソフトテニスクラブとして、これからも月2回、土曜日に活動を開始する見込みです。

また、部活動から地域移行したクラブ以外で中学生が参加している地域の団体やクラブは、バドミントン、弓道、フラダンス、華道、書道、杉の子サークルなどです。

次に、課題ですが、指導者の確保や費用負担、そして何よりの課題が少子化による生徒数の減少です。現在、中学校の部活動は13ありますが、生徒数の減少により活動が出来ない、大会に参加出来ない、廃部などの状況が考えられます。今後の生徒数を踏まえ、適正な地域クラブ活動への移行を考えなければなりません。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1番、海宝和宏君。

1番（海宝和宏君）

ありがとうございます。

課題の中で、解決が出来るものと解決が困難なものがあると思いますが、現状、最も困難だと感じている問題は何ですか。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

最も困難な問題は、急激な少子化による生徒の減少です。せっかく作った地域クラブに入る生徒数が減少すれば、その存続は難しくなります。

また、指導者の確保と質の維持も課題の一つです。学校の先生に代わる十分な知

識、経験、指導力を備えた指導者を各地域で安定的に確保出来るかが問題となります。専門性だけではなく、生徒の成長を支援する熱意や生徒への関わり方、安全管理に関する知識も求められます。ボランティアに頼るだけでは限界があり、指導者の育成や処遇改善も検討が必要です。今後、更なる議論が必要となります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。

地方での指導者不足は最初から想定されていた課題でした。それで最終的に教員、あるいは元教員に白羽の矢が当たれば、結局、教員の多忙化の解消には全くならないという現実にあたります。教員や教員関係者のボランティアに頼る構図から離れないと文部科学省のいう部活動地域移行、現在は地域展開という呼び方に変わったそうですが、そうはならないということになります。長く続けるためには、ボランティアという名のただ働きをなくしていかなければというふうに考えます。

それでは、質問要旨の2です。部活動における保護者の費用負担はどのようになっているのでしょうか。活動の費用として国のガイドラインでは、受益者負担を想定しているとあります。クラブや団体ごとに登録費や会費を払うことになるとあります。また、活動場所は社会施設や学校施設となっています。

指導者の交通費や日当に当たるような費用は生じるのでしょうか。また、活動場所を使用するために費用が必要になった場合、また、施設や用具等にかかる費用は会費だけで賄いきれるものなのでしょうか。伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

指導者の交通費、日当を含む指導料並びに施設費用、用具等にかかる費用につきましては、地域クラブにて設定し、保護者の皆様にご負担をお願いすることとなります。しかしながら、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議におきまして、今後の部活動改革の方向性が提示されており、受益者負担と公費負

担のバランスなど、費用負担の在り方について検討が必要であるとの見解が示されております。つきましては、今後の動向を慎重に注視してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。

報道によりますと、5月16日にスポーツ庁と文化庁の有識者会議で、令和13年度までに休日における原則全ての部活動の地域展開の実現を目指すとする部活動改革に向けた最終取りまとめを決定したとありました。各地域差が大きく、思うように進捗していないという現状からの決定であると考えられます。ゴールラインが6年延長された形ですが、東庄町では、実現の可能性としてはいかがでしょうか。伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

国が示す部活動地域移行のゴールラインが6年後に延長されたことについては、現時点では先行きが不透明な状況であると認識しております。

特に、先程の答弁で申し上げましたように、生徒数の減少や指導者の確保と質の維持が最大の課題です。生徒の成長を促し、安全を確保出来る質の高い指導者を地域に根づかせることは、部活動の地域移行を成功させる上で重要だと考えます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。

先程の答弁では、基本的に既存のスポーツや文化団体に所属して、それぞれのやり方の中での活動とありました。そこには教育委員会はじめ、行政の関わりは持たないで地域の団体にそれぞれ全て任せるという理解でよろしいでしょうか。

金銭的な面も含めて、そこに何らかの行政の関わりがあった方が保護者の立場からは安心感につながるのではないのでしょうか。難しいところではあると思いますが、誰もが納得する部活動地域展開東庄モデルの策定に向けて、これからも取り組んでいただきたいというふうに思います。

3点目です。災害時のペットの同行避難について伺います。

国では、動物の愛護及び管理に関する法律で、災害発生時におけるペット対策について幾つかの規定がなされています。

質問要旨1です。本町においては、災害避難時におけるペットの同行避難について、どのような決まりがあるのでしょうか。また、住民に対する周知はどのように行っているのでしょうか。伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、海宝議員のご質問についてお答えいたします。

ここではペットのことを家庭動物と呼称いたします。

まず、町としては、家庭動物との同行避難に制限はかけておりません。避難所における決まりとしては、1、避難所においては飼い主が責任を持って飼育する、2、指定された場所でケージなどで飼育する、3、家庭動物の食料は原則として飼い主が用意する、4、飼育場所は飼い主の手によって清掃するなどを東庄町地域防災計画及び避難所運営マニュアルに記載しております。

また、収容場所でございますが、囲いや屋根のある避難所の脇のスペース、あるいは車で避難された方の場合については、駐車場での車中などを想定しております。

次に、住民への周知方法としましては、町のホームページに掲載しておりますが、海宝議員のおっしゃるとおり出水期を前に広報とうのしょうや防災メール等で住民の方々に周知させていただきたいと考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

1番、海宝和宏君。

1番（海宝和宏君）

ありがとうございました。

これまでの実際の避難の場で、ペットの同行避難の件数は何件くらいあったのでしょうか。伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、こちらで今、確認出来る範囲では件数はございませんでした。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございました。

ここのところ災害の激甚化が進み、避難指示になるスピードが速いというふうに認識しております。また、ペットを飼う家庭も増えているという印象を持っています。動物愛護法も年々厳しくなり、飼う動物により様々な条件が細かくなっています。家族の一員という意識が強く、避難時であっても何ら変わることはありません。

そこで質問要旨の2です。今後想定しているペット同行避難の課題について教えてください。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまの質問でございますけれども、家庭動物との同行避難を受け入れる際には、幾つかの課題が存在しています。

まず、避難所のスペースや設備が限られており、人と動物を分けて安全に管理する環境整備が難しいことが挙げられます。また、飼い主が十分な備蓄、フード、それからケージ、トイレ用品などを持っていない場合や家庭動物のけが、病気等に対する対応が難しいことが挙げられます。

これらの課題に対応するためには、避難所ごとに家庭動物の保管場所の検討や獣医師会等と災害時の動物救護活動に関する協定書を締結して、より安心して避難出来る体制の構築を目指したいと考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございました。

災害時には、自助、共助、公助という三つの考え方がありますが、ペットの同行避難はその中の自助にあたると思います。その意識や考え方について、行政としては、いかに周知出来るかということが一番大切になると思います。その場になってから、知らなかった、聞いていないと言われることがないように、是非、周知の徹底を図っていただけるよう、お願いします。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で海宝和宏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前 10 時 55 分からとします。

（午前 10 時 45 分 休憩）

（午前 10 時 55 分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8 番、宮澤健君。

8 番（宮澤 健君）

8 番、宮澤です。

議長のお許しをいただいて、一般質問をさせていただきます。

有害鳥獣被害防止計画についてを質問させていただきます。

質問事項 1 としまして、千葉県野生鳥獣対策協議会の役割と成果についてをお伺いします。

令和 6 年の千葉県議会の議事録を見ますと、有害鳥獣のキーワードで検索すると毎回一般質問に出てまいります。鳥獣に限らず、人的な被害は水田のジャンボタニシ、印旛沼周辺のカミツキガメ、雑草のナガエツルノゲイトウ、アメリカナマズ、ブラックバスなど生態系を脅かすものが多く、出没、被害を及ぼす種類は地域によ

って異なりますが、農作物や住まい等、人的な被害が毎年多数発生しているのは事実であります。県として、千葉県野生鳥獣対策協議会及び平成19年1月より千葉県野生鳥獣対策本部を設置し、対策にあたっていて、毎年の予算は16億円程度をかけております。

農作物を守るため電気柵は千葉県7周分にも相当する長さが設置されていても、大きく被害が減少していません。県では、各農業事務所単位で市町村や猟友会等の関係団体を構成員とする地域野生鳥獣対策会議を設置、有害鳥獣の出没や農作物被害の状況、国や県の補助制度などについて情報を共有し、意見交換を行い、近隣の地域の情報も共有し、状況に応じて支援をしています。また、5年度より有害鳥獣捕獲協力隊事業を開始しました。狩猟免許保有者を対象に、捕獲現場への同行を通じて技術を習得する参加隊員とふるさと納税への寄附で支援する支援隊員、有害鳥獣駆除と、それを側面から支援する体制を構築しました。

そこで、香取地域の野生鳥獣対策協議会での議題、課題と対策についてと成果をお伺いします。

2番目、有害鳥獣の被害状況と捕獲実績について。

東庄町有害鳥獣駆除実施会議の場合は、前年度の鳥獣被害状況が説明されますが、町民へは周知されていないのではないのでしょうか。

近年、当町の農作物等の被害が減っているように見えますが、町への報告が減っているのではないのでしょうか。広報などでももう少し情報を提供すれば、被害の報告なども住民から寄せられるのではないかと思います。今月の広報で狩猟免許の取得者への費用の一部助成が掲載されましたが、当町の一昨年度の予算・決算で狩猟免許の取得への補助は1件も実績がなかったが、千葉県全体では、わな猟の免許の取得希望者が多く、キャンセル待ちの状態で150人もの人が受験出来なかったのもので、受験枠を拡大しているようです。

ここ3年間の対象鳥獣被害状況と種類別捕獲状況、それらに地域別の特徴があるのか伺います。

三つ目として、鳥獣被害対策実施隊の設置について。

令和2年12月定例会での質問で、現在、町猟友会に有害鳥獣の駆除を委託していますが、町村長は鳥獣被害対策実施隊を設置することが出来ることになっています。日本全国で1,203設置されています。千葉県では房総地域を中心に14設

置されています。東庄町は設置し、大規模な駆除を考えていますかと尋ねましたら、県内において、鳥獣被害対策実施隊を実施している自治体は千葉県南部に多く見られ、北部においては設置している自治体はない状況でございます。現在、当町において設置する予定はございませんが、今後の鳥獣被害の状況を捉え、鳥獣被害防止対策協議会及び町猟友会と連携の上、検討してまいりますという回答でした。既に富里市は設置されて成果を上げてしていると申し上げましたけれども、翌年の令和3年3月、香取市、令和3年6月に多古町が設置されています。

地域野生鳥獣対策協議会において、令和2年には設置が議題として挙がっていたのではないかと。鳥獣被害対策実施隊の設置のメリット、デメリットを伺います。

これで1回目の質問を終わります。次回からは自席にて行います。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは宮澤議員の質問にお答えいたします。

質問事項1、有害鳥獣被害防止計画についての質問要旨1、千葉県野生鳥獣対策協議会の役割と成果についての質問にお答えいたします。

香取地域の野生鳥獣対策協議会については、名称を香取地域野生鳥獣対策連絡会議といいまして、千葉県野生鳥獣対策本部の下部組織として、県内10個ある地域連絡会議の一つでございます。

役割といたしましては、市町村有害鳥獣対策協議会との連携、支援、情報発信等を担う他、出没、捕獲、被害状況の取りまとめ、広域一斉捕獲の調整や専門職員の養成と配置などを行うこととされております。

当会議は、年1回程度会議が開催され、当該年度における千葉県の有害鳥獣対策の内容や県内における農作物の被害状況、香取地域の野生鳥獣被害の推移、各市町における活動状況等が議題となっております。

議員がおっしゃるように、会議での意見交換を通じ、近隣の市町の有害鳥獣の出没や農作物の被害状況、国・県の補助制度などについての情報共有、各市町間の相互連携がしやすい環境の整備等に寄与していると思います。

次に、質問要旨2、有害鳥獣の被害状況と捕獲実績についてのご質問にお答えいたします。

現在、集計の出ている東庄町の令和3年度から5年度の被害状況についてですが、令和3年度は被害面積39アール、被害金額63万5,000円、令和4年度は4アール、18万5,000円、令和5年度は5アール、13万9,000円でした。

次に、種類別捕獲状況ですが、令和3年度がアライグマ8頭、ハクビシン10頭、カラス37羽、ハト7羽。令和4年度は、アライグマ10頭、ハクビシン14頭、タヌキ4頭、カラス11羽、ハト実績なし。令和5年度は、アライグマ14頭、ハクビシン7頭、タヌキ10頭、カラス29羽、ハト1羽でした。

地域別の特徴といたしましては、顕著となるような特徴はなく、町内一円でアライグマ、ハクビシンなどの小型獣の捕獲がされております。

続きまして、質問要旨3、鳥獣被害対策実施隊の設置についてのご質問にお答えいたします。

まず、令和2年度の東庄町鳥獣被害防止対策協議会総会では、議題として、鳥獣被害対策実施隊の設置については、議題として挙がってはおりませんでした。

香取市、多古町の担当職員に照会をいたしましたところ、令和2年度の当時はイノシシ被害が増え始めた頃でもあり、対策協議会の設置と共に、実施隊の設置の機運が高まり、令和3年の設置に至ったとのことでした。

東庄町でも実施隊の設置については検討しておりましたが、町内の野生鳥獣の被害の状況、特にイノシシ被害が比較的少なかったことや、隊員の人材確保、育成等が課題となり、現時点では設置に至ってはおりません。

しかしながら、設置した場合の優遇措置やメリットがございます。

実施隊員のメリットとしては、一定の要件を満たした場合、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新に際しての技能講習が免除となります。更に、主として捕獲に従事することが見込まれる対象鳥獣捕獲員は狩猟税が非課税となります。また、市町村の優遇措置として、実施隊の活動経費については、その8割が特別交付税措置されることになるなどがございます。

実施隊の設置については、令和6年6月時点で県内22の市町が設置済みでございます。

今後、本町においても、設置に向け、被害状況の把握、実施隊員に適する人材の確保、育成などの課題について、町の鳥獣被害防止対策協議会に関係する団体の皆

様等のご意見、ご協力をいただきながら、早期に設置出来るように進めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

8 番、宮澤健君。

8 番（宮澤 健君）

ありがとうございます。

有害鳥獣駆除は、東庄町鳥獣被害防止計画、令和 5 年度作成の令和 8 年度までの計画に基づいて町鳥獣被害防止対策協議会が町より事業委託、猟友会、捕獲従事者、町職員が実施するようになっております。

有害鳥獣駆除実施会議は毎年開催されていますが、町鳥獣被害防止対策協議会は、令和 4 年度の総会で組織及び会員に（6）その他会長が必要と認めた者に、豚熱 C S F の感染経路に有害鳥獣が大きく関わっているため、養豚農家代表を加えてほしいという意見が出て、令和 5 年度の総会では 3 名の代表者が出席され、総会が開催されているようであります。私は議員研修と重なり欠席していますが、それを最後に開催されていないようですが、防止計画の 3 ページ、3、対策鳥獣の捕獲等に関する事項、（2）取組内容、東庄町鳥獣被害防止協議会による捕獲、捕獲機材の整備、目撃被害情報の収集とあります。

4 ページ、4、防護柵の設置、そのための対象鳥獣以外の被害防止施策に関する事項、（2）その他被害防止に関する取組、取組内容、協議会と連携し、住民へ被害防止に関する知識の普及や鳥獣の住処になるようなやぶの刈り払い等を行っていく。

6 ページの 8、被害防止施策の実施体制に関する事項、（1）協議会に関する事項、協議会の名称、東庄町鳥獣被害防止対策協議会と明記されていますが、この（2）のやぶの刈り払い等を行っていくのは誰がやるのでしょうか。協議会となっておりますけれども、どうなっていますか。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

東庄町鳥獣被害防止計画の中で被害防止に関する取組内容としてやぶの刈り払いを行っていくとの内容がございますが、こちらにつきましては、土地の所有者が管理することが基本ではございますが、特に被害の防止が必要な箇所については、対策協議会、猟友会、関係土地改良区、関係環境保全会などと連携を取りながら実施していかなければならないと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

8 番、宮澤健君。

8 番（宮澤 健君）

農家への意向調査が行われ、地域計画を策定したと思います。6月5日付の日本農業新聞のトップに地域計画精査、高齢、縮小も考慮、農地の6割が耕作不在者の恐れとありました。当町でも例外ではないと思いますので、先手先手の対応をお願いしたいと思います。

防止計画の主体となる町鳥獣被害防止対策協議会の存在と実際の活動はどのようなになっているのか協議会の構成委員をお伺いします。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

東庄町鳥獣被害防止対策協議会は、平成28年に設置され、会員は、東庄町、東庄町農業委員会、東庄町猟友会、かとり農業協同組合、農業共済組合、有識者などで構成されまして、年1回の会議では、被害状況の把握、捕獲実績、対策方法の検討、意見交換などが行われております。

議員がおっしゃるように令和5年度の総会では3名の養豚農家の代表者が出席されております。令和4年度の総会での意見を踏まえたものでございますが、豚熱の関係で、オブザーバーとして出席いただいております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

8 番、宮澤健君。

8 番（宮澤 健君）

東庄町鳥獣被害防止対策協議会は、年に1回の総会を開催してるだけで実施主体となり得るのか少し問題があるのではないかと思いますけれども、協議会は私が委員から外れただけで会は開催しているということで理解しました。ただし、規約の4条2項、会員は無報酬とする、公職以外の農家代表等へは手当すべきというふうに思いますので、今後検討をお願いしたいと思います。

それから、町猟友会会員からの意見、要望等が出ていますか。

防止計画の6ページ、8の被害防止施策の実施体制に関する事項、(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項ということで、今後、有害鳥獣による農作物への被害状況に応じて鳥獣被害対策実施隊の設置を検討するというふうになっておりますけれども、せんだっての駆除会議等では、ウクライナへの戦闘行為が長期間、長引いているために火薬が非常に不足していて、薬きょう等の値上がりが非常に、倍くらいになってしまったというふうに聞いております。

先程、鳥獣被害実施隊の設置のメリット、デメリットを伺いましたけれども、5月26日の日本農業新聞に、狩猟免許取ったけど、ペーパーなぜというような記事が出ておりました。問題は、取得後の行動が分からないということで、狩猟に興味がある方は免許取得前後に講習会などに参加して、先輩たちの話を聞き、自分に出来るかどうかを冷静に考えた上で狩猟者登録をするべきとありました。私も有害鳥獣のみの捕獲なので、最近では費用もかかるので使用許可は申請していません。そういったものを踏まえて、実施隊を設置した場合の狩猟税の免除、銃刀法の猟銃所持許可の更新等の申請に際して技能講習が免除されます。実際に狩猟税、技能講習費用は幾らかかりますか。その金額と時間等の節約で間接的に薬きょう分の経費補助となるのではないのでしょうか。伺いたいと思います。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

まず、会議で会員からの実施隊についての意見、要望ということでございますが、こちらについては、会議では、特段、意見、要望は出ておりませんでした。ただし、今後、検討していくべきことだと考えております。

それから、狩猟税は、狩猟免許の種類と県民税所得割の有無で区分が変わってき

ますが、5,500円から1万6,500円の範囲内で税額が決まっております。技能講習の費用としては、原則3年に一度ではございますが、手数料1万4,000円となっております。議員がおっしゃるように実施隊を設置した場合、これらの狩猟税や猟銃所持許可の更新の際の技能講習が免除となりますので、隊員の経費負担の軽減につながるものであると思います。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

8番、宮澤健君。

8番（宮澤 健君）

耕作放棄地は、所有者が高齢になったり、不在地主であったりしているから、地主にそれを管理しろと指示しても無理があるのではないかと思います。房総地区にはやぶの刈り払い隊が結成され、緩衝地帯を設けている活動もあります。町の経費の8割を特別交付税の措置がなされ、メリットが大きいので、このような活動も補助の対象になるのではないのでしょうか。今年度中の実施隊設置に取り組むのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

先程の一括質問の答弁でもお答えしたところではございますが、町としても実施隊については早期に設置出来るようにしたいと考えておりますが、実施隊員に適する人材の確保、育成などの課題もございます。今年度は、関係する団体の皆様等のご意見、ご協力をいただきながら、早期の設置に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

8番、宮澤健君。

8番（宮澤 健君）

千葉県レッドリストCにニホンアナグマが準絶滅危惧種に指定されているため、2年間ほどは2ヶ月半の捕獲許可が出ていましたけれども、近年は許可が出ていま

せん。指定の理由は、大分昔のままですけれども、千葉県北部の開発が進み、生息域が減少しているからということですが、調査などはされていないようであります。実態把握をしていただくよう、申入れをしていただきたいというふうにお願いします。

千葉県の手賀沼周辺にはコブハクチョウが繁殖して、水稻栽培に被害を及ぼして、保護鳥のためにむやみに手を出せず、環境省から許可を得て偽卵と交換し、ふ化しないようにしているようです。当町も黒部川の沿岸に数羽生息していて、水稻農家を悩ませているようです。田植え直後に苗を捕食したり、足も大きいので踏みつけたりして良いことはやらないので何とかしてほしいと言われたことがあります。鳥獣保護法では、有害のカラスに石を投げても罪になります。1年以下の禁錮、もしくは100万円以下の過料が科せられますので、近寄らせないか追い払うしかないのではないかと思います。

東京都ではかなりの数のカラスのわなが設置され、捕獲していますが、生息数は減っていません。一番の防除は、餌と住居となる場所をなくさなければ問題解決にはつながらないという記事がありました。今月号の広報に狩猟免許取得促進事業のお知らせが掲載されていました。私が免許を取得しようとした時、新聞にちょうど地方創生カレッジ講座でジビエビジネス入門という記事が出ておりました。これは無料で受講出来るようになっていたので、申込みをして受講しました。今でもネットで申込みが出来るのではないかと思います。是非、併せて知らせてあげると良いと思います。いろいろな法的な部分の解説等も分かりやすくされておりまして、1ヶ月間くらいのプログラムなんですけれども、免許取得のためには非常に役に立ちました。有害鳥獣被害をゼロにすることは不可能でありますので、農作物を守り、住居等への侵入など、人的な被害を最小限にするには、やはり絶対数を減らすしかないし、生息域を狭め、餌となる作物残渣の処理も含めて啓蒙活動をしていただくように要望して、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で宮澤健君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時23分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、桜井莊一君。

7番（桜井莊一君）

昼一番で質問いたします。7番、桜井です。通告に従いまして一般質問いたします。

質問事項1、防災力向上の取組について質問いたします。

近年、地球温暖化による気温や海面温度の上昇による集中豪雨、線状降水帯、あるいは台風の大型化というように異常気象が頻発に起きています。前にもちょっと言ったかと思うんですけども、災害は忘れた頃やってくると言いますが、近年は災害を忘れないうちにやっています。

一昨年の台風13号による茂原市での1時間当たりの降水量が147ミリ、24時間当たりの降水量が392ミリとなり、家屋の浸水被害が出ております。また、令和元年10月にも台風21号により、千葉県に甚大な被害をもたらしております。

これから梅雨時、台風も到来する季節になると思います。そのような中で、東庄町地域防災計画の中では、利根川流域での雨が降った場合を想定しているとあります。ハザードマップですね。想定雨量は、利根川に概ね200年に1回程度起こる大雨（昭和22年のカスリーン台風と同程度）としておりますが、そこで質問いたします。

200年に1回程度起こる大雨とは、どのように想定しているか。伺います。

一問一答方式ですので、以降、自席にて質問いたします。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、桜井議員のご質問についてお答えします。

200年に一度の大雨とは、過去の気象データや統計に基づき、平均して200年に1回程度の頻度で発生する非常に稀で激しい雨のことで、利根川の治水整備をするために国が設けた基準になります。

この規模の大雨が降った際に想定される浸水範囲や被害状況を示すのがハザードマップであり、災害への備えや避難行動を促すことを目的としています。

昭和22年のカスリーン台風は、利根川流域に死者・行方不明者1,100人以上の甚大な被害を出し、ここ東庄町でも床上浸水10戸、床下浸水80戸の被害を出しました。それ以降、利根川の治水整備が本格的に始まり、現在に至っております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

7番、桜井莊一君。

7番（桜井莊一君）

ありがとうございました。

ハザードマップに記されている土砂災害特別警戒区域に対する対応策は、どのようになっていますでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

土砂災害警戒区域に対しては、住民の避難体制の整備が重要と考えております。町としてハザードマップを活用し、危険区域の住民に避難場所、避難経路を周知しております。

また、土砂災害警戒情報が発表された際には、迅速な避難指示等を出す体制を整えております。

なお、土砂災害警戒区域の急傾斜地に対して、事前になげ崩れ防止等の処置を行うことについては、土地の所有者が行うことが基本になります。町が公共事業として実施する場合は、道路や公共施設に隣接し、崩壊の危険が公共の安全に関わる場合が考えられますが、整備するためには莫大な費用と時間がかかり、実施は難しいと考えます。そのため、町としては、住民への避難指示等の発令といったソフト対策が重要であると考えます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

7番、桜井莊一君。

7 番（桜井莊一君）

ありがとうございます。

質問用紙の 2、町内下流域家屋浸水対策について。

隣の香取市は、1999年に1時間に153ミリの雨量を記録しております。今、排水路が整備されて、下流域に一気に流れていくと想定されています。それらに対する対応策、整備はどのようなになっているか。

また、田んぼダム、排水ポンプ等の増設等をどのように考えているのか質問いたします。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、浸水対策についてお答えいたします。

浸水対策につきましても、土砂災害と同様に浸水地域の住民に対して危険な場所に居住しているという認識、それから早期避難が重要と考えております。

まず、排水ポンプについて説明させていただきます。

石出、東今泉の排水機場に排水ポンプを設置してから大規模な内水氾濫は起きていないと認識しております。現在、排水ポンプの増設については予定しておりませんが、有事の際には、国土交通省利根川下流事務所の排水ポンプ車により排水能力を増強する準備をしております。

次に、田んぼダムにつきましてですが、豪雨時に水田で一時的に雨水を貯留する仕組みということで、田んぼに水をためるということで、本来の稲作に支障が出るなど、農家さんに対する影響があるとは思われます。しかしながら、議員がおっしゃられるように、田んぼダムによる効果についても期待出来るのも確かであります。農家さんの負担等を考慮しながら検討していきたいと考えております。

以上となります。よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

7 番、桜井莊一君。

7 番（桜井莊一君）

回答ありがとうございました。

今、災害は常に、想定内と想定外とありますけれども、想定外を考えるのが危機

管理だと思しますので、住民の財産、命を守るという、本当に更なる強化をお願いいたします。

続きまして、質問事項の２、環境負荷低減の取組について。

使用済み食用油の回収について、近隣の香取市や神栖市でも行っており、環境負荷低減及び可燃ごみの削減にもつながるものと思います。リサイクル利用としてバイオ燃料や石けん、インク等に使われております。先般、経産省がバイオ燃料を最大１０％混ぜて環境を抑えたガソリンについて、２０２８年から一部地域で先行導入する動きも出ています。

そこで質問いたします。

家庭用廃食油のリサイクルについて質問いたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、家庭用廃食油のリサイクルについてお答えいたします。

本町の家庭用廃食油の現在の処理方法といたしましては、不要な布や新聞紙に染み込ませるか市販の凝固剤で固めて可燃ゴミとして処理している状況です。

ごみの再資源化及び減量化は、環境行政の大きな課題でありますので、近隣の先行自治体の取組状況や開発事業者の情報収集に努め、今後の方向性を検討してまいりたいと思います。

また、東京都では、航空燃料の原料となる廃食油の回収事業を事業者と協定を締結し、共同で進めており、続いて、千葉県も同様の取組を始めているところです。本町でも、循環型社会及び脱炭素社会の構築に寄与するため、今後の燃料業界の動向や技術革新の状況など、社会情勢の変化も考慮しながら、これらの事業を注視していきたいと考えます。

また、家庭用の廃食油から家庭で石けんを作ることも出来ますので、作り方などをホームページや広報誌等で周知することも検討してまいります。

東庄町としては、東庄町学校給食センターで出た廃食油の回収を成田市の株式会社千葉化成で行い、東京の株式会社アズマ油脂が飼料用の添加油脂としてリサイクル活用をしております。同様に、国保東庄病院においても、神栖市の株式会社関東ケミカルが回収を行い、油水分離を行った後に品質検査を行い、飼料工場へ出荷し

てリサイクル活用しております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

7 番、桜井莊一君。

7 番（桜井莊一君）

ありがとうございました。

その他に環境負荷低減に対するその他の活動は行っておりますでしょうか。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

ごみの減量化につきましては、生ごみ処理機やコンポスターを購入した方に補助を行っており、紙や段ボールの処理については、リサイクル回収業者に引取りを依頼しております。

また、脱炭素化社会の実現に向けて、太陽光発電システムや家庭用燃料電池システムなど、住宅用の設備を導入する方に補助を行っています。

その他に温室効果ガス削減等の理由から、公共施設や防犯灯等のＬＥＤ照明への積極的な切替えも行っております。令和７年度は、東庄町公共施設ＬＥＤ化事業として、役場庁舎１，０８９台、公民館７２０台の切替えを予定しております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

7 番、桜井莊一君。

7 番（桜井莊一君）

ありがとうございます。更なる環境負荷低減に向けて進んでいていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、質問事項３、上水道の有機フッ素化合物、ＰＦＯＳ・ＰＦＡＳについて。

揮発性有機化合物、ＶＯＣについては、室温で容易に蒸発する性質を持っております。これらは年４回水質検査を行っており、適切に管理されていると思います。これに対し、有機フッ素化合物は、揮発性のものもありますが、多くは揮発性が低

く、水や土壌に長期間残ることで、環境汚染の原因となっております。

岡山県吉備町では、最大1万4,000ナノグラムパーリットル、10億分の1グラムが1ナノグラムですね、また、千葉県においても、昨年、最大値1万2,000ナノグラムという国の暫定基準値の50ナノグラムを大幅に超える異常値が出ています。アメリカでは、基準値を4ナノグラム、カナダでは30ナノグラムと非常に低い数値で管理されております。人体への影響として、肝機能障害、発がんリスクの増加が指摘されています。

そこで質問いたします。

質問要旨、上水道の有機フッ素化合物の水質検査はどうなっておりますでしょうか。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、桜井議員のご質問、上水道の有機フッ素化合物についてお答えいたします。

本町の水道水は、東総広域水道企業団から供給された浄水を原水としておりますが、水道法に定められた水質基準に沿って検査を行っております。有機フッ素化合物につきましては、現在、水質基準項目に定められていないことから、町では水質検査を行っておりませんが、町の浄水供給元である東総広域水道企業団では、水質基準項目に準じて年4回の検査を行っております。

検査の結果といたしましては、令和2年度に一度検出されておまして、数値としては1ナノグラムリットルでございました。それ以降の検査では検出されてはおりません。

参考までに1ナノグラムリットルとは、一般的な学校のプール、長さ25メートル、幅12メートル、深さ1メートル程度の大プール、約300立方メートルの水、こちらに食卓塩を3粒溶かした程度の濃度に相当します。仮に摂取してしまっても自然に体外に排出されるものと考えられております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

7番、桜井莊一君。

7 番（桜井莊一君）

ありがとうございました。

それでは、東庄町の水道水は、企業団から供給される浄水とのことですが、企業団が取水している黒部川貯水池の有機フッ素化合物の状況はどうですか。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

有機フッ素化合物につきましては、自然界に存在しない物質でございます。過去に泡消火剤を使用した場所や化学工場の跡地などでは、議員がおっしゃるように、暫定基準値を大幅に超える値が検出された事例がございますが、黒部川貯水池においては東総広域水道企業団で検査を行っておりますが、浄水前の原水でも暫定基準値を超えるような値は検出されてはおりません。現在は、有機フッ素化合物の国内での製造販売が禁止されております。これらのことから、今後も増加する可能性は低いものと考えております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

7 番、桜井莊一君。

7 番（桜井莊一君）

最後の質問になりますが、住民に安心安全な水道水を届ける周知方法について質問いたします。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

町では、町民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために適切な水質検査を実施すると共に、その結果をホームページや広報で公表をしております。

有機フッ素化合物につきましては、現時点では国の基準項目には含まれておりませんが、令和8年度より水質基準項目に加わることとなっておりますので、町でも年4回の検査を行い、結果を公表してまいります。今後も浄水供給元である東総広

域水道企業団と連携し、安心安全な水道水を町民の皆様に供給してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

7番、桜井荘一君。

7番（桜井荘一君）

説明ありがとうございました。以上で質問を終わります。

議長（板寺正範君）

以上で桜井荘一君の一般質問を終わります。

次に、4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

4番、岩井です。通告に従い、早速質問を始めさせていただきます。

2019年、文部科学省によってGIGAスクール構想がスタートしました。これは、全ての小中学生にパソコンやタブレットなどの端末を配備し、新たな教育環境を実現するというものです。これにより子供たちの個性や学習の理解度に合わせた個別最適化な学びが期待されています。デジタル機器を用いた教育は、もちろん日本だけではなく、世界中で行われています。そして、その取組の一つにデジタル教科書の導入が挙げられます。

教育先進国、IT先進国と呼ばれる国々では、早々に導入したデジタル教科書。ですが、最近になり現場の先生方や保護者の声、そして調査・研究が進んだ科学の知見でも、紙に戻そうという動きが起きています。理由としては、身体的デメリットや学力低下のケースもあるといいます。日本では遅れを取っているデジタル教科書の導入ですが、これからアクセルを踏んでいこうという現状です。

しかし、これら先駆けて始めた国々での失敗例や、見直そうという動きは注視する必要があります。無論、デジタル教科書を全面的に否定しているわけではありません。教科によっては、高い効果をもたらす場合もあるかもしれません。ですが、GIGAスクール構想やICT教育の名の下にやみくもに導入するにはリスクがあると考えます。

そこでまずは、現在、我が町における小中学校のデジタル教科書導入の状況を教えてください。

以降は自席にて一問一答形式で行わせていただきます。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

国は、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善や特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減のため、学習者用デジタル教科書を制度化する学校教育法等の一部を改正する法律等関係法令を平成31年4月から施行いたしました。

これにより、これまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じて学習者用デジタル教科書を併用することが出来ることとなりました。そして、これに伴い、デジタル教科書の在り方については、中央教育審議会における議論を踏まえ、当面の間は紙の教科書を併用した上で段階的に導入することとし、紙の教科書に加えて、デジタル教科書が導入されています。

現段階においては、小学校5年生から中学校3年生に対して、英語及び算数、数学のデジタル教科書を無償提供されており、紙の教科書と共に併用しながら使用している状況です。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

現在は紙の教科書と併用している教科もあるということで承知いたしました。

では、今後は更に導入するとすれば、どのようなプロセスで決まるのでしょうか。科学的な知見や児童生徒における有効性なども考慮されるのでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

現段階においては、その導入の仕方について明確な指示が出ておりません。しかし、児童生徒一人一人の学び方には、特質があることや、慣れるには少なくとも数年は必要と思われること、国の予算面の問題などから、当面の間はデジタルと紙の

教科書を併用することとされています。デジタル教科書の導入により、学習方法の幅が広がることが予想される他、配慮を必要とする児童生徒などにとっても学習上の困り事の軽減につながるということが期待されるというメリットもうかがえますが、一方で、視力の低下等、児童生徒の健康上の問題やセキュリティー対策等の問題が見られ、慎重な検討が必要です。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

おっしゃるとおり健康上の問題は大きくあると思います。調査によれば、小中学生の段階で既に 1 日 3 時間以上スマホやパソコンを使っている子も少なくないようです。学校でもスクリーンを見続けることになれば、当然、健康被害も想定されます。また、デジタル機器は、その依存性に関しても見過ごせません。依存性に関しては、麻薬と同じようなものだと言っている研究者や開発者もいるくらいです。

今や歩きながらの使用は当たり前。私が勤務している高校の先生が嘆いておりましたけれども、三者面談の最中に生徒がスマホをいじっているケースがあるそうです。保護者もそれを注意しないというケースもあるということで、つまりそれぐらい日常の中にスマホやタブレットが入り込んでいるという状況です。

ちなみに高校生にいたっては、1 日 5 時間から 7 時間ほど使っている場合も多いということで聞いております。そういった状況ですから、デジタル機器の使用に関しては慎重にならざるを得ないと言ってもいいと思います。

そこで話を戻しまして、東庄町においては、デジタル教科書導入を決定するのは教育委員会、学校、どちらになりますでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

現段階において、デジタル教科書は教科書発行者が紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材とし、いわゆる教科書ではなく教材としての

位置づけを行っております。先程お話ししたとおり、今のところ導入に関する明確な指示が出ておりませんが、教科書ではなく教材という解釈をすれば、教師用のデジタル教科書については、学校と協議の上、教育委員会が決定することになるかと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

ありがとうございました。

WHOもスクリーンタイム、つまりデジタル機器を見ている時間ですけれども、やはり長くなることに警鐘を鳴らしています。成長期の子供たちの脳にとっては、良くも悪くも大きく影響してしまうからです。

また、国内外問わず、手で文字を書くということの重要性を示すデータはたくさんあります。現場の先生たちの声からも同様な声は聞こえてきます。デジタル教科書イコール手書きが減るということではないかもしれませんが、家でも学校でもデジタル機器ばかりという環境では、子供たちも、もはや手で文字を書く時代ではないという、これは脳の成長にとっては大きくマイナスになるような考えを持つようになってしまいます。

現に、今の学生たちからこういう言葉はよく耳にします。ですから、今後、学校と教育委員会とで多角的に議論をして、本当に子供たちの成長のプラスになるのかを検討していただきたいと思います。デジタル機器はそもそも人間が楽をするために生み出されたと言ってもいいわけです。脳が成長する時期、つまり苦勞するべき時期に楽をするというのは、その後の人生において著しくマイナス影響を与えるということがしばしばありますので、これは大人の力でしっかりと判断してあげなくてはいけないと思っております。

義務教育の段階においては、子供たちにとって、心身、そして脳、全てにおいて大きく成長する時期であり、この時期にどういった環境で過ごすのかというのは一生を左右すると言っても過言ではありません。ですから、我々ももっと現実を知りながら、真剣に議論していかなければならないと思います。

それから、蛇足になりますけれども、東北大学での子供たちへの大規模な調査で

は、教育環境を本当に合理的なものにしたいのであれば、あるいは脳の成長のことを考えるのであれば、寺子屋の時代にまで戻すべきだという結論を導き出しています。つまり読み書きそろばんの時代ですね。最新の科学がこういった一つの結論を導き出しているというものは、とても興味深いことです。無論、これはあくまで示唆ということなわけですから、参考までに紹介させていただきました。

続いて、質問用紙の2、タブレット端末更新後の再利用への考えについて伺います。

今後はタブレット端末の更新の時期となります。更新にあたり、今まで使っていたタブレットはどうなるのでしょうか。もし処分の場合は、費用は町で負担することになるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

12月に端末の更新時期を迎えます。処分は来年度を予定しており、その費用は町の負担になります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

分かりました。

それから、古いタブレット端末は廃棄処分すると聞きましたが、町で購入したものですから、再利用出来れば効果的だと思いますが、いかがでしょうか。例えば、公共施設での再利用や、今までタブレットに縁のなかった高齢者に譲渡して使ってもらうなど、生かし方はいろいろあると思います。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、町で購入いたしましたタブレット端末ですので、その有

効活用は重要であると考えます。公共施設の再利用や高齢者の譲渡といったアイデアは、資源の有効活用という観点からも貴重な提案と思われます。しかしながら、導入されているOSがWindows Educationという教育用のOSでライセンスを取得しているため、このままでは各種団体等に譲渡することが出来ません。今後、管財やDX係などと共に、その使用方法について検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

OSが特別なものということですのでけれども、最終的に使うか使わないかは別として、そのOSを変更して利用するというのは、仕組み的に可能なのでしょうか。伺いたいします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

仕組み的に再利用は可能です。東庄町公立学校情報機器整備事業計画に更新対象端末のリユース、リサイクル、処分についての記載があり、その中で、教職員や地域学校協働活動、PTA、町の業務での再利用について示されております。ただ、再利用にはデータの消去、OSライセンスの購入及びインストール、各種設定を行わなければなりません。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

なかなか再利用といっても簡単ではないということで承知いたしました。

大阪市のとある学校では、児童自らタブレットを解体して、その構造を知るといった活動もあるようです。とても面白い発想だと思います。ですから、ただ処分するのではなく、それこそ子供たちにどう生かせるのか考えてもらうというのも一つの学習ではないでしょうか。是非前向きな検討をお願いいたします。

それでは続いて質問事項の２、国際ドローン協会の活動と町の連携について伺います。

まず、質問要旨の１ですけれども、ドローンパイロット育成事業の成果とその生かし方ということで、昨年度行った当該事業の実績を教えてくださいと思います。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ドローンパイロット育成事業についてお答えします。

ドローンパイロット育成事業につきましては、国庫補助事業であります令和６年度過疎地域持続的発展支援事業の採択を受け、一般社団法人国際ドローン協会に講習を委託して行いました。

委託期間は、令和６年７月２４日から令和７年３月３１日まで。受講者数６名。講習内容は１回約３時間の実技講習を８回、１回約３時間の座学講習を４回受講した後、技能認証のテストを受け、６名全員が国際ドローン協会が発行する技能認証を取得しております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

６名の方が実技を含めた講習をしっかりと受けられたということで、とても大きな意味があったのではないかと思います。

ちなみにですが、資格を取った方々に町では何か仕事を依頼するなど連携をしているのでしょうか。また、更にその上の資格を取るための手助けをする予定というものはありますか。せっかくであればドローンを生かして、町内で雇用が生まれるのが望ましいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問であります、ドローンを活用した仕事を受けるには国家資格

が必要となりますので、今回取得された資格は民間取得であるため、資格を取得した方々に今のところ町から仕事を依頼してはおりません。

なお、国際ドローン協会が主催する小学生向けのドローン教室にボランティアとして参加いただき、運営の補助をしていただいております。また、更にその上の資格となる国家資格を取得するための補助制度について、今のところはありませんが、議員がおっしゃるように、ドローンを生かした雇用が町内で生まれるのは望ましいことだと思いますので、今後も国際ドローン協会と連携し、ドローンの普及啓発に努めてまいりたいと思います。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

是非、せっかく町に素晴らしい施設があるわけですから、雇用にもつなげていただければと思います。

次に、要旨の2、現在連携して進めている事業についてお伺いいたします。

国際ドローン協会と町で連携して進めている事業は現在ありますでしょうか。利根川ハイウェイ構想や登下校の見守りなど、様々な提案をしていただいている状況を考えると、町でもしっかりとバックアップをして事業やプロジェクトを成功に導くことが肝要だと思われます。いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、国際ドローン協会とは、現在、水稻の農薬散布や文化財の測量を連携して行っております。今後の取組といたしましては、利根川ハイウェイ構想、正式には利根川を利用したドローンによる物流ルート設置事業と言いますが、こちらについて国際ドローン協会と連携して進めたいと考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

では、改めてですけれども、この通称利根川ハイウェイ構想の内容と、また、今後のスケジュールはどのような見通しが立っているのかを教えてくださいと思います。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、先程申し上げました利根川ハイウェイ構想の内容についてですけれども、利根川流域の市町と連携し、物流と防災を両立した二重活用モデルを構築したいと考えております。通常時にはお互いの特産品等を輸送するためのドローンによる空輸ルートを確立し、また、災害時には救援物資等の輸送を通常時のルートを活用することで災害等に備えたいと考えております。

具体的には、内閣府の未来技術社会実装事業により国の伴走支援を受けながら、流域の市町と協議会を立ち上げて検討していくという形になります。

スケジュールですが、令和 7 年から 8 年度にかけて実証実験に向けた準備を行い、令和 9 年度に実証実験を計画しております。

町がこれを実現するためには、流域の市町や多くの事業者にご協力をいただくことが不可欠になりますので、国際ドローン協会と連携して事業を進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。

内閣府の未来技術社会実装事業に選定されているということで、これは大きな一歩だと思います。これは社会実装、まさに実用化に向けて関係省庁などから総合的な支援が受けられるわけですから、町としても気合を入れていくべきではないでしょうか。

調べてみましたら、令和 7 年度は三つの事業が選定されていて、群馬県嬭恋村、大阪府東大阪市、そして我が東庄町と、三つの中の一つですから、これは大きなチ

チャンスになります。ですから、我々議員も理解を深めていきたいと思います。

それから、これに関連してですけれども、町とドローン協会でドローンを生かした雇用というのを生み出すための議論はなされているのでしょうか。もし現状なされていないとすれば、今後議論していくことは考えていますでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、先程申し上げました利根川ハイウェイ構想により流域の市町と連携し、ドローンによる空輸ルートを確立したいと考えておりますので、その中でドローンを生かした新たな雇用が生み出せるように検討してまいりたいと考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。施設がある事業に対しての支援があるということで終わらずに、東庄町の大きな課題である雇用には是非結びつくようにしていただきたいと思います。事業が成功すれば、全国的にも東庄町が更に脚光を浴びる可能性を秘めています。これから益々ドローンを生かした仕事や活動というのは増えていくはずなので、若い世代からも東庄が熱いというイメージを持ってもらえるくらいにしていきたいと私も思っております。

続いて、質問事項 3、町内に住む外国人についてお伺いいたします。

まず、質問要旨の 1、町在住の外国人の数と増減の推移についてです。近隣市町村をはじめ、全国的にも定住外国人の増加が顕著な時代となっています。そこで、我が町における外国人の人口を伺います。また、近年の推移を教えてください。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、東庄町に在住する外国人の人口及び推移についてお答えいたします。

令和 7 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳に記載されている外国人は 4 2 9 人で、人

口に占める割合は3.4%です。国籍別では、多い順に、インドネシア27%、ベトナム24%、タイ17%の順となっております。

在留資格別では、技能実習33%、特定技能35%、技術・人文知識・国際業務14%となっております。

10年前の平成27年4月1日時点では189人、人口に占める外国人の割合は1.3%でしたので、10年間で240人の増、割合は2.1%増加しております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

現在429人、率にして3.4%ということで、やはり徐々に増えているとのことで承知いたしました。

全国の動きを見ていると、今後もしわじわと割合は増えていくことが予想出来ます。言語や文化の違いはなかなか大きなハードルになっていると思いますけれども、外国人の方々に対して町の窓口となる役場では、どのような対応をしているのでしょうか。対応する専門的な人材はいますでしょうか。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それではお答えします。

役場窓口での外国人住民の手続きですが、初めに海外からの入国や日本国内の他市町村からの引っ越しによる転入届を行います。その後、住民票に記載され、住民となった後は日本人住民と同様、各部署における行政手続きを行うことになります。

実習生や特定技能の資格で入国する場合の多くは、雇用主が転入手続きをサポートするため、行政側の負担は多くありません。一方、外国人住民のみで来庁するケースについては、言語の違いから聞き取りや説明に時間を要し、対応に苦慮するケースもございます。

例えば、転入届では、過去に日本に居住履歴がないか本人へ聞き取りを行う必要があったり、マイナンバーカード手続きでは利用方法や更新手続きについての説明など、日本人でも理解が難しい内容を言語の違う外国人住民が分かるように説明し、

正確な行政手続きが行えるよう工夫が必要な状況です。

対応方法としては、国が作成した多言語バージョンの説明資料の活用、国の設置するコールセンターに在籍する通訳人サービスの活用、町で用意した翻訳アプリの活用がございます。この他、町民係窓口においては、一昨年よりマイナンバーカードを持参すれば住民票や印鑑証明など、証明書を申請する際、手書きをしなくても申請書類に住所、氏名等が自動印字される申請書自動印字システムを利用いただいておりますが、外国人住民の方の利用は、特に本人の申請書記入労力の軽減、申請書類を確認する窓口職員の事務負担の軽減につながっているところです。

外国人住民対応専門の職員はおりませんが、翻訳アプリケーションの活用や負担軽減につながる窓口システムの導入を活用し、外国人住民への対応を行っているところです。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

現状だと行政的には特段の大きな負担ではないということで承知いたしました。翻訳アプリや国のサービスなどを使って対応出来ているということですね。

ただ、苦慮する場面もあるということですから、今後は更なる対策が必要なのかどうか考えた方がいいのかもしれませんが。その他、言語や文化の違いにより、現状何か問題が起きていることはありますでしょうか。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

町民課での手続き上の問題としては、外国人住民の増加に伴い、対応時間の長時間化が課題となっているところです。また、町民課として把握しております外国人絡みの問題は今のところありません。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ごみ捨てのルールを守れない、もしくは守らないのか、そこは分かりませんが、文化や考え方の違いで、少なからず困っている町内の地域もあります。区の単位で対応している場合もありますから、今後、困り事として表へ出てきたら、是非、町としても対応の方をお願いしたいと思います。

では、続いて、質問要旨 2、税の負担と補助金助成金に関してです。

全国的な問題の一つに、外国人の国民健康保険料や住民税の未納が挙げられます。我が町の現状はいかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

外国人の未納税の状況につきまして、令和 5 年度の実績によりご説明いたします。

初めに、住民税普通徴収の滞納状況は全体で滞納者数 84 人、滞納税額 777 万円で、うち外国人滞納者は 26 人、199 万円で、全体に占める割合は人数で 31%、滞納税額で 26%となっております。

令和元年度と比較いたしますと、人数で 15 人、滞納税額で約 107 万円の増となっております。

次に、国民健康保険税の滞納状況は、全体で滞納者数 136 人、滞納税額 1,185 万円で、このうち外国人滞納者は 25 人、143 万円で、全体に占める割合は人数で 18%、滞納税額で 12%となっております。

令和元年度との比較では、人数で 6 人の増、滞納税額で約 12 万円の減となっております。

納期限までに納税されない方に対しては、法令に基づく督促状の発布や催告書の送付等により納税を促しておりますが、日本語表記のため、外国人の方に対しては内容等が伝わりにくい部分もあろうかと考えられます。このため、昨年度から催告書に 6ヶ国の言語で納税を促す内容の文書を同封し、そこに記載された QR コードをスマートフォン等で読み込むことで出入国在留管理庁のホームページに掲載されている外国人向けガイドブック内の税金のページを閲覧出来るようにしております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

やはり東庄でも外国人による未納分はあるということですが、もちろんこれは日本人だろうが外国人だろうが、本来あってはいけないことです。ただ、言葉が分からないことを理由にしたり、または、いずれ母国へ帰るからといって、開き直って納税しないといった話になれば、これは見過ごせません。きっちり納税している外国人もいるわけですから、その方たちのためにもしっかりと納税はしていただきたいと思います。

町税に関しては、少しずつ町でも工夫をしているとのことだったので、引き続き是非お願いしたいと思います。

それから、クーポンなどを含む補助金や助成金は外国人にも適用されるのでしょうか。適用される場合、どのような条件を満たす必要があるのか、事例があれば教えてくださいたいと思います。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

では、ただいまのご質問にお答えいたします。

クーポンを含む補助金などについては、それぞれの基準日において東庄町に住民登録がある方が対象になりますので、外国人にも適用されます。

適用される場合、どのような条件を満たす必要があるのか、事例があれば教えてくださいということでありましたが、例えば、こちらについては町民課の例でありますけれども、合併処理浄化槽設置補助金につきましては、設置条件等を満たすことの他に町税の滞納がないということがあり、諸条件を満たしていれば国籍による差はございません。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。クーポンや補助金は、納税していない場合でも住民登録

があるだけで受け取れるというのは、きちんと納税している町民からするとちょっと納得出来ないのかなと思います。無論、これは外国人に限った話ではありません。今後、しっかりとこれらを選別していくことは出来ないのでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でございますが、物価高騰対応の給付金など、福祉政策として行う助成につきましては、今後も納税状況を区別して給付を行うことは考えておりません。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

これは福祉政策ということですので、そういった意味では致し方ないのかなということで承知いたしました。

では、最後に質問要旨の3、増加を見込んだ上で外国人に対しての対応はということで、今後、多くの自治体で増えると予想される定住外国人ですが、町として何か対策やビジョンはありますでしょうか。もちろん外国人の方々への差別意識からの質問ではないということを改めて申し上げておきます。異国で暮らすということは簡単なことではありません。これは受け入れる側も同様です。それぞれ事情があって東庄町に暮らしている方々です。それゆえ、町としてもしっかり対応していかないと逆に差別意識が生まれかねないと考えます。外国人に頼って、ひたすら受け入れてしまったがゆえに自治体としての危機を招いているケースもあります。国策レベルで失敗している国もあります。

現在、そしてこれからが多文化共生の時代なのだとすれば、それはあくまで互いにルールや文化をきちんと理解するという前提に立って進められなければ、必ず破綻します。改めて対策やビジョンなど、いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問であります。今後、増加する外国人への対応といたしましては、窓口に翻訳機の設置、ホームページの他言語化対応、ごみの分別表や洪水ハザードマップの英語表記を取り入れており、今後も外国人にも住みやすい対応を進めてまいります。

また、今年の4月1日から特定技能外国人を受け入れている事業者に対し、地方公共団体から多文化共生施策の実施に必要な協力を要請することが出来るようになりました。ごみ出しや地域イベントの案内など、外国人にご協力いただきたいことやお知らせしたいことなどを要請させていただき、外国人にも東庄町のルールや文化を説明し、理解いただくことにより、外国人の多文化共生をしていくことが重要であると考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。多文化共生というのは、言葉で言うのは簡単ですが、実際に共生していくことは容易ではありません。同じ日本人同士でさえ問題や事件は起こるわけですから当然です。

今月、お隣の神栖市でも外国人数人に子供がしつこく付きまとわれ、スマートフォンで撮影までされたということも起きています。

言葉が通じなければ、その恐怖は当然ながら倍増します。大げさではないですけども、拉致というケースも実際にあるわけですから、不用心、無対策ではいけないと思います。外国人イコール要注意という差別が生まれないようにするためにも、しっかりと考えていかなければいけない問題であると思います。

銚子市のように広報に外国人人口も載せるというのも、町全体で考えるきっかけにはなるのではないのでしょうか。現状、東庄の農業、工業は外国人の方々の力もあって成り立っているという事実があります。本来であれば、町民がそういった仕事について、町の中で雇用が循環することが理想だと思います。町としても、今後そういった循環を生み出すための支援や仕組みを考えていかなければならないのではないのでしょうか。働き手は外国人でなければならないということはないはずです。

多文化共生、一見すると聞こえはいいですけども、実際に成功している国や地

域は意外と少ないようです。いずれにせよ、多い少ないにかかわらず、多文化だとしても、安心安全な東庄町が持続されることを期待して、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で岩井弘晃君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後２時１０分からとします。

（午後 ２時００分 休憩）

（午後 ２時１０分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

９番、大網正敏君。

９番（大網正敏君）

９番、大網でございます。早速で申し訳ありません。質問に入らせていただきます。

質問事項１、少子化対策についてお伺いいたします。

過去に多くの議員から少子化対策の質問がたくさんありました。従って、今回の質問で重複、類似する可能性があると思いますが、私なりの考え方で質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

質問要旨１、町の少子化対策についてお伺いいたします。

出生率の高い市町村には、それぞれの理由があると思います。産業基盤の大きな大都市のベッドタウンとして人口が増えているようなところでは、出生率の高いところがあると思いますが、そのような地域的な条件にない我が町としては、町独自の少子化対策チームが必要だと思います。

私の考えは、出生率の高い産業基盤が我が町と類似する自治体、少子化対策がある程度の効果を上げている自治体について、積極的に研究、分析して、良いところを取り入れていく姿勢が重要だと思います。成功事例として取り上げられているのは、岐阜県可児市、茨城県取手市、佐賀県嬉野市、徳島県神山町などあります。特に神山町は数年前、東庄町議会で研修に伺った町です。このような自治体をモデルとして、具体的に研究し、我が町にあった政策の整備や今後の戦略について町内各

種青年団体や若手職員、また、趣旨に賛同する者などで構成し、データの集積やアンケートの実施を含む活動を行う。また、少子化対策に関わる施策や情報発信に関することなどに掌握する小回りの利く少子化対策チームの立上げを検討すべきだと私は考えておりますが、見解をお伺いいたします。

質問要旨 2、我が町の結婚支援策についてお伺いいたします。

我が国では、既に人口減少社会が進んでおります。急激な少子化に関する対策は緊要な課題であり、これは国を挙げて取り組まなければならないことであると思います。しかし、少子化は全国的な課題ではありますが、市町村によって、出生率には大きな差があることが現実です。

そこで、令和 5 年の合計特殊出生率は、全国では 1. 2、千葉県では 1. 1 4、多古町では 1. 2 3、神崎町では 1. 3 7、東庄町は 1. 1 1 と低いのが現状でございます。その低い理由はどのように認識されているのか、まず伺います。

また、ある本によれば、日本の少子化対策が空振りした要因は、子育てに支援ばかり目が向き、結婚支援が必要という認識が希薄だったこと、経済的理由から結婚、子育てを断念する傾向を把握出来なかったことと言っております。そこで、我が町の結婚支援策をお伺いいたします。

質問事項 2、東庄小学校の進化についてお伺いいたします。

東庄小学校は、令和 2 年に神代小学校、笹川小学校、橘小学校、石出小学校、東城小学校が統合し、崇高なる教育目標に「心豊かでたくましく遊んで学ぶ東庄の子」を掲げ 5 年がたちました。そこで、より進化した小学校の現状についてお伺いいたします。

質問要旨 1、学力テスト、生きる力の向上の取組についてお伺いいたします。

1 2 月の定例議会において、岩井議員からの質問による答弁の中で、本町指導主事と小中学校の学力向上を担当する職員が集まり、分析と改善点について研修を行った。更に各個人の個票と全国学力・学習状況調査の考察と今後の取組と題するプリントを作成し、当該保護者宛に配送したとの答弁でございました。

また、全国学力テストについては、その結果の公表をどのように行うのかということで、各地で問題になっております。

我が町は適切な方法で処理を行っていると分かりました。しかし、保護者の中には、より詳しく知りたいという欲求がある中で、全国学力テストの結果報告の内容

をどこまで開示しているのか教えてください。

また、単にテストの点数の向上ということだけではなく、東日本大震災で示されたような命を守る防災教育の重要性、生きていく力をつける教育、郷土の歴史を踏まえた教育、そのようなことは学力テストでは出てきませんが、必要であると思います。

従って、テストの点数ということはもちろん重要ですが、生きる力の向上を育むために、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で子供たちの教育に取り組むことが大事だと思います。

そこで、学校では子供たちの生きる力を育むためにどのような方法を行っているのか、お伺いいたします。

質問要旨 2、児童の体力の低下の懸念についてお伺いいたします。

新聞紙上で、児童の体格は向上していますが体力が伴って向上していないということが報道で流されております。そこで、令和 4 年、スポーツ庁の資料によると、小学校の 50 メートル走、20 メートルシャトルラン、上体起こしの数値が、令和元年度あたりから体力の低下が目立ちます。

また、報道ではちょっとつまずいて転んだだけで大きなけがををするといった、昔では考えられないような事故が発生しておると耳にすることがあります。

この原因については、健康に対する意識の変化をはじめ、生活習慣や地域、学校における日常の運動不足の体力低下に原因があると報じられています。

そこで、東庄小学校の児童の体力は、県や全国平均と比較してどのような状態なのか、お伺いいたします。

質問要旨 3、コミュニティースクールについてお伺いいたします。

3 月の定例会で前田議員からコミュニティースクールの質問がありました。私からは違う側面から質問をさせていただきます。

5 年前、東庄小学校が統合する際に、神代、橘、石出、東城地区の各区民から、自分たちの育った学校が廃校になり、笹川小学校だけが残ったという意見がたくさん聞かれました。私は笹川小学校が残ったのではなく、新しく生まれ変わる学校が東庄小学校のことだという話をして、地域で育てるコミュニティースクールの説明をいたしました。

内容は、保護者や地域のニーズを反映させるため、地域住民が学校運営に参加す

るようにする仕組みや考え方を有する形態の学校のことで、地域で共にある学校の転換を図るための有効な取組だとして、文部科学省が推し進めている仕組みの制度であることを納得していただきました。

そこで、東庄町教育委員会としては、町民の方々にコミュニティースクールの存在や活動を広く知らせるため、どのような方法を行っているのかお伺いいたします。

質問要旨 4、授業におけるタブレットの効果についてお伺いいたします。

学校におけるタブレット端末活用の大きなきっかけとなったのは、文部科学省が2019年に提唱したGIGAスクール構想で、学校教育におけるICT環境の充実を図り、一人一人に個別適正化された製造性を育む教育ICT環境を実現するため、そもそも日本の学校におけるICT利活用は世界に遅れを取っていたという背景もタブレット端末の整備が進められた理由だと私は認識しております。

そこで、小学校でタブレットを活用することになり、黒板や教科書では出来ない動画や図を利用した授業は理解しやすいものになっていると私は考えております。教育委員会では、タブレットを導入してどのような効果が出ていると考えているのかお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにします。次回から自席で質問を行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまの質問について、まず質問事項1、少子化対策についての質問要旨1、町少子化対策についての中での、質問内容といたしましては少子化対策チームについてのご質問がありましたので、こちらについてお答えいたします。

議員のおっしゃるように、大都市のベッドタウンとして人口が増えるような条件にない本町では、町独自の少子化対策が必要であると考えます。出生率が高く、人口規模などが本町と似通った自治体をモデルとし、本町に有効な少子化対策や情報発信について検討する場を設けることは有効であると考えます。

本町におきましても、昨年度に役場内の子育て世代を担当する課といたしまして総務課やまちづくり課、健康福祉課で検討を重ね、今年度から新たに住宅取得補助金を設立し、子育て世代の夫婦等が住宅を取得しようとする際の助成を始めるとこ

ろであります。

続いて、質問要旨 2 の我が町の結婚支援についてであります。まず、合計特殊出生率の低い理由についてどのように認識しているかについてお答えいたします。

合計特殊出生率でございますが、近年の推移ですけれども、全国では令和 3 年が 1.30、令和 4 年が 1.26、令和 5 年が 1.20。千葉県では、令和 3 年が 1.21、令和 4 年が 1.18、令和 5 年が 1.14。近隣でございますと、多古町では、令和 3 年が 0.97、令和 4 年が 1.12、令和 5 年が 1.23。神崎町では、令和 3 年が 0.77、令和 4 年が 1.42、令和 5 年が 1.37。当町では、令和 3 年が 1.17、令和 4 年が 1.01、令和 5 年が 1.11 という状況でございました。

合計特殊出生率は、全国的に低い状況で推移しており、千葉県や近隣の多古町、神崎町を始め、東庄町についても全国と同様に低い状況で推移しているというふう

に認識をしております。

次に、我が町の結婚支援策についてということでお答えいたします。

まず、1 番目といたしまして、出会いの場の創出として結婚相談事業を実施し、結婚を希望する男女を対象に婚活イベントを実施しております。こちら昨年度は婚活イベントを 5 回開催し、延べ 23 人に参加いただき、1 組のカップルが誕生しております。

2 番目といたしまして、新婚新生活にかかる支援として、新婚新生活支援事業を実施し、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、家賃や引っ越し費用などを助成しております。昨年度は、2 組の夫婦に助成を行いました。

3 番目といたしまして、住宅取得を希望する夫婦等に対して今年度から新たに住宅取得補助金を設立し、取得費用の一部を助成し、東庄町への定住を促進しております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

私からは、質問事項の 2、東庄小学校の進化についての質問要旨 1、学力テスト、

生きる力の向上の取組についての中でご質問いただきました全国学力テストの結果報告の内容をどこまで開示しているかについてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、児童の学力向上は学校教育において重要な事項であると考えます。そのため、国は平成19年度から全国学力・学習状況調査を実施し、児童の学力及び学習状況について調査を継続しております。

この調査結果の市町村等の平均正答率を公表している自治体もありますが、調査結果は学力の特定の一部にすぎないにもかかわらず、平均正答率が独り歩きする現状もあり、今でも賛否が分かれている状況です。

しかしながら、学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることは重要な目的の一つであります。引き続き、全国学力・学習状況調査の結果を学校と教育委員会担当者等が集まり、その分析と改善を図るべく協議してまいります。

なお、調査結果の公表にあたっては、全国学力・学習状況調査の要綱や結果の取扱いの通知に市町村教育委員会は、個々の学校名を明らかにしないこととなっております。これにのっとり、本町の小中学校が1小1中であるという実情を鑑み、平均正答率等の数値の公表を行うことが出来ません。様々な分析による成果と課題を関係保護者宛に配布したり、各学校のホームページで公表したりするなどの手立てを取りたいと考えます。

続いて、子供たちの生きる力を育むためにどのような方法を行っているかについてお答えいたします。

生きる力の3要素は、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力です。これらは教育活動の全体を通して育んでいくものであるとして捉えられています。

小学校においては、学習指導の質的向上と福祉教育の推進を今年度の経営の重点として位置づけています。また、防災教育、ふるさと教育、キャリア教育を含め、人生を豊かにする力を育むために、体験学習、交流学习、地域行事への参加などを充実させているところです。

続いて、質問要旨2、児童の体力の低下の懸念についての中でご質問いただきました東庄小学校の児童の体力が県や全国平均と比較してどのような状態なのかについてお答えいたします。

東庄小学校の児童の体力は、3年生男子、6年生女子においては、県、全国と比

較しても高い水準にあります。握力と長座体前屈は全国平均を上回っている学年が多く、上体起こしと50メートル走は全学年で県、全国平均を下回っています。

最後に、20メートルシャトルランは、3年男子以外は全国平均を下回っております。

続いて、質問要旨3、コミュニティースクールについての中でご質問いただきました町民の方々にコミュニティースクールの存在や活動を知らせるための方法についてお答えいたします。

町広報誌や教育委員会のホームページでその活動を紹介しています。また、本年度、コミュニティースクールの役割や活動を紹介するリーフレットを作成し、町民へ配布予定であります。

続いて、質問要旨4、授業におけるタブレットの効果についての中でご質問いただきましたタブレット導入の効果についてお答えいたします。

1人1台端末の導入は、学習の個別最適化や意見共有のしやすさといった利点があります。また、色のついた図柄やアニメーションを用いた教材で学習することが可能で、児童の興味を引きつつ、分かりやすい授業が実施されています。

タブレットの導入により、知りたいと思ったらすぐに調べられるようになった。調べたことをパワーポイントなどのプレゼンテーションソフトを使ってまとめられる。グループで協同しながら学習することも出来るようになったなどの感想が得られています。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

最初に、少子化対策チームの立ち上げについて意見をお伺いしました。私としては、一応了解したと思っております。

それとあと合計特殊出生率、これはやはり気にしなければならないことなのかなと思います。近隣の市町村でも低いからということだけではなく、このままで続けると、50年すると東庄町の人口が半分以上になってしまう危険性がございます。そこで、緊急の課題として取り組んでもらいたいと私は考えております。

そこで少子化対策として、東庄町の子育て世帯を担当する課でどのくらいの頻度で集まっていたのか、お伺いいたします。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

先程のご質問の部分につきましては、予算編成の時期に補助金についての会合ということで、執行部においてどのくらいの頻度で行ったのかという形でありますけれども、令和7年度の予算編成の時期に2回行っております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

2回会合を開いたということを理解しました。ちょっと少ないのかなと私は思います。では、メンバーの構成人数を教えてください。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問であります。メンバーといたしましては、総務課、まちづくり課、健康福祉課の課長以下10名程度の職員で協議をしております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

10人ぐらいのメンバーで話し合ったということで、了解しました。

それでは、そのメンバーで話し合った、今年から助成を始めたという住宅取得補助金制度、この内容につきまして、ご説明してもらってよろしいでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

住宅取得補助金ですけれども、定住の促進と地域経済の活性化を目的として、町内で住宅を取得した際に補助金を交付しております。

補助内容といたしましては、建設後１年以内の未使用住宅や空き家等の中古住宅を購入した場合に、基本額として３０万円、これに加算金として、町外からの転入者に３０万円、また４０歳未満の方や、あるいは夫婦のどちらかが４０歳未満の場合に２０万円、町内業者が施工する場合に２０万円を上乗せし、最大１００万円を補助するものとなっております。

以上となります。よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

９番、大網正敏君。

９番（大網正敏君）

分かりました。このような新しい制度はどんどん新しくつくってもらいたいなと思っております。若い人の考え方で、是非このような制度をつくってもらいたいと思っています。２回言っちゃいましたね。

それでは、結婚支援について入りたいと思います。

答弁の中で、婚活のイベントにより１組のカップルが誕生したという話がありました。これは大変におめでたいことだと思っております。しかし、東庄町の結婚支援サイトの登録は２０歳から４０歳までの男女となっております。今の時代は、男女共に５０歳までとした方が、対象者の年齢をちょっと広げて参加者の拡大を図ったらカップルの誕生がもっと増えるのではないかなと、私はそのように思っております。

そこでお聞きします。現在の結婚支援サイトの登録者は今何人でしょうか、お伺いします。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在のサイトの登録者数であります。男性が４１名、女性が２３名、合計が６４名となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

分かりました。合わせて64名の登録ということで了解いたしました。

先程の話の中で、年齢の拡大について、私はちょっと上げた方がいいのかなと思うのですが、町の見解をお伺いいたします。年齢の拡大について。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

東庄町の結婚支援サイトにつきましては、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施しております。この交付金の趣旨については、若い世代が結婚や出産の希望を実現出来る社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するということとなっております。今後、当該交付金を活用し、婚活支援サイトを運営していきたいと考えておりますので、対象年齢についてはご理解をいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

分かりました。

それでは、新婚生活支援事業ということで、年齢が39歳以下の新婚世帯かつ世帯所得が500万円という制限があることを聞きました。婚活サイトでは、40歳までの登録ということになっております。新婚支援事業の対象は39歳となっております。この年齢の差についてお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

結婚新生活支援事業と町の婚活支援サイトにつきましては、どちらも先程申し上げました国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施しております。

婚活支援サイトにつきましては、町事業により令和5年度より運営が開始され、もう一方の結婚新生活支援事業は、県事業により令和4年度から実施されており、事業主体が異なるため、それぞれの基準により対象年齢を定めており、対象年齢のところに差が出ていると思われます。

町が運営する婚活支援サイトの方が、1歳の差ではありますけれども、対象年齢が高くなっておりますので、より多くの方にご利用いただけるようになっております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

1歳の差の分は、町が負担というか、カバーをするということで理解いたしました。

それでは、世帯所得が500万円未満の対象額ではちょっと低いのではないかなと私は思っています。町で対象額を500万円以上から上げることは考えているのか教えてください。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃるように、現在の結婚新生活支援事業の所得要件では、助成の対象にならない夫婦もいらっしゃいますので、町独自の予算で500万円を超える所得の夫婦への助成についても、今後、検討してまいりたいと思います。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

是非とも年齢制限が外れた方にも対象となるような形を取ってほしいなと思

っています。

私としては、今の少子化問題は、問題に対して認識とか勘違い、あと時代錯誤とか、思い違いに基づく意見とか対策が散見してしまうようなポイントがたくさんあるのではないかなと思います。それに対して、柔軟な思考を持って、各世代からリアルな声を聞くことが出来る真の重要な政策を提言出来るような少子化対策チームの設立を心から要望いたします。

これで質問事項1の方を終わりにしまして、続きまして、質問事項2の方に入りたいと思います。

質問要旨の1の学力テスト、生きる力の向上につきまして、全国学力テストの結果報告につきまして、了解をいたしました。

保護者の方々に理解と協力をいただけますよう、努力していただきたいと思います。

また、生きる力を育むために、学力だけではなく、いろいろな教育、学習を充実しているということが分かりました。そこでお伺いします。今後よりスキルアップした教員を確保することが大事だと思います。従って、スキルアップのために教員に対してどのような指導を行っているのか、お伺いいたします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

学力の向上は、教師の授業力によるところが大きいと考えます。学校においては、教員のスキルを上げるために、1、学びの狙いがはっきりしている、2、夢中になって学習している、3、分かったなど達成感が味わえるなど、分かる授業を目指すよう指導しています。

教職員の授業研究など、様々な研修に加えて、日頃から授業を見る、授業を見せる、教材研究を楽しむなど、教師としての姿勢を指導しているところです。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ありがとうございました。

それでは、研修について具体的にどのような研修なのか、お伺いします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

教育公務員特例法第21条に、教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならないとされ、研修が義務付けられています。これらを受け、千葉県教育委員会では、千葉県教職員研修体系を作成し、これに基づいて、教員の研修を推進しています。

この体系は、質の高い教員の育成を目的とし、社会の変化に対応出来る教員を育成するため、様々な研修を提供しています。

研修の形態は、校内研修、校外研修、自主研修などの形態があり、必ず受けなければならない必修研修や自身のスキルアップを目的とした希望研修などがあります。また、国、県、香取郡市や町が企画する研修がほぼ毎日実施されている状況です。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

先生方もスキルアップのために努力しているということが分かりました。

質問要旨の2の学童の体力低下の懸念について。先程、東庄小学校の体力は、県や全国平均に比べて著しく低い傾向ではないという答弁でございました。一部だけが平均の数値を下回っていて、平均以上の種目もあると、学年や種目でばらつきがあったとの答弁をいただきました。

そこで、過去に比べてどのような傾向だったか、お伺いいたします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

比較出来る令和3年度から6年度までのデータで見ますと、学年や種目によって

ばらつきがあり、5、6学年は横ばいの傾向、3、4学年は上昇傾向がありました。

1、2学年はばらつきがありました。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ありがとうございます。

特に国や県に比べて低い原因とか、そういう原因を把握しているのかどうかお伺いします。

また、それに対して対策はなされているのかお伺いします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

体力低下の原因については、様々な要因が関係しているものと考えます。例えば、食生活や生活環境の変化が考えられます。

また、小学校における放課後の部活動が少なくなったこともその一因と考えられます。

体力向上に向けて、小学校では体力・運動能力調査の結果を踏まえた体育の授業カリキュラムの導入や業間活動での運動機会の確保などを実施しています。

また、放課後の運動を充実するためにも、放課後こども教室などの講座を充実させていく必要があると考えています。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ありがとうございます。是非、子供の体力低下だけは防ぎたいなと思っております。

それでは、コミュニティースクールについてお伺いします。

多くの町民の方々にコミュニティースクールの役割や活動を理解してもらえるよ

うにPRの発信をお願いしております。そこで、PTAや振興会の違いをどのように区分しているのかお伺いします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

学校運営協議会、いわゆるコミュニティースクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の6に基づき、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組みとして、法律の下に設置されるものです。学校運営に対して一定の権限と責任を持ち、学校運営の方針決定に関与することが出来ます。

PTAは、学校の保護者と教職員が連携し、子供の教育環境を良くするための活動を行う団体、また、教育振興会は、東庄小学校を応援するためにつくられた任意の団体です。従って、学校運営に関与する法的な権限はありません。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

分かりました。

それでは、コミュニティースクールの委員は様々なライフスタイルを持っている同士が集まって話合いをしていると思います。その日程調整が難しいのではないかと私は考えているのですが、それについてどのように日程を調整しているのかお伺いします。

そして、あと委員の報酬はどのように考えているのかお伺いします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

委員の皆様には、年間スケジュールを掲載し、事前に日程をお示ししております。これにより、各委員がご自身の都合を調整して、円滑に出席出来るように配慮しております。

委員の報酬は、東庄町学校運営協議会の運営に関する要綱第6条で定めており、東庄町で規定されている特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、1回当たり5,000円を支払うこととしております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

はい、了解いたしました。

それでは、タブレットの効果についてお伺いいたします。

児童の興味が湧いて、分かりやすい授業になったとの答弁でございました。そこでお聞きいたします。スクリーンを長時間見続けるため、ドライアイとか近眼、眼精疲労になったりしないではないかと私は考えています。視力低下を招くような可能性があるのではないかと私は考えております。従って、そのような事態に陥らないためにどのような対策を取っているのかお伺いします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、目に関する健康被害が予想されます。小学校においては、アナログ教材とデジタル教材をバランスよく活用しており、これにより児童の目の負担が過度にならないように配慮しているところです。また、東庄町教育委員会では、毎年1年生にタブレットPC持ち帰りの手引きを配布し、画面に近づき過ぎないようにすること、30分に一度は遠くの景色を見るなどを指導しているところです。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

はい、分かりました。

それでは、電子黒板とタブレットのお互いの特色を取り入れた授業の進め方につ

いて、具体的にどのような内容で進めているのか教えてください。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

教員は授業において、例えば実験や観察の様子をタブレットで撮影し、電子黒板で共有しながら考察する。地図や資料を電子黒板に提示し、児童がタブレットで調べ学習を進めるなど、電子黒板や児童のタブレットを巧みに用いて授業を行っています。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

では、最後に、進級時にタブレットはどのような扱いをするのかお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

タブレットは、1年生の時に配布されたタブレットを卒業まで使い続けることとしております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

いろいろ答弁ありがとうございました。

小学校がより進化し続けるために、教員の方々が時間や労力を惜しまずスキルアップに努力していることがよく分かりました。これまでの教員の働き方を見直しして、身体的、精神的な負担が増加しないように注意をしていただきたいと私は考えております。

児童たちの体験、交流、地域行事への参加など、いろいろな教育をはじめ、人生を豊かにする力を実践して、生きる力を育んでいただきたいと私は思います。

これは要望でございます。以上で私の一般質問を終わりにします。

議長（板寺正範君）

以上で大網正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後３時１５分からとします。

（午後 ２時５７分 休憩）

（午後 ３時０７分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

３番、前田君江です。皆さんお疲れのところ、もう少しだけお耳をお借りします。

議長のお許しをいただきました。６月定例会、最後の一般質問に立たせていただきまして感謝いたします。規定に沿って始めます。

この度、令和７年度も東庄町環境審議会委員を拝命いたしました。東庄町の環境保全のために精いっぱい尽力してまいろうと考えております。環境と一言で申しましても、大変大きくくりで、あらゆる分野に環境は関係してまいります。そこで、今回は少しだけ絞った範囲の環境問題について質問いたします。

質問要旨１、危険植物の把握について。

昨今よく耳にします特定外来生物において、東庄町でも被害が出ており、問題視されています。午前中の宮澤議員からも名前が挙がりましたハクビシンやアライグマ、カミツキガメ、ジャンボタニシもしかり、むやみに近づかないようにと本町でも注意喚起がなされています。これだけ自然豊かな東庄町ですから、動物たちにとっては住み心地抜群です。緑豊かで温暖な気候、１年を通して食べ物に困らず、越冬もたやすい。本当に東庄町はどんな生き物にとっても良いところです。しかし、それを許してはいけません。外来生物は生態系を壊すだけではなく、生物多様性に重大な被害を及ぼす恐れがあります。

簡単に申し上げますと、日本固有の生き物たちを迫害し、減少に迫いやり、種類

を減らさせる危険性があるということです。これは動物だけではなく、植物でも言えることです。哺乳類をはじめ、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、甲殻類、クモ・サソリ類、軟体動物、そこに植物が加わり、環境省で特定外来生物に指定されているものが155種類以上あります。その中で、植物については19種類、千葉県内で確認されている特定外来植物はその約、半数強といったところでしょうか。この北総地域ですと、水生植物が多く、稲に対するアレロパシー作用を施すものがあり、利根川流域を含め、干潟八万石の一角を担う東庄町にとっては厄介な奴らかと思います。そういった植物を町では把握されていますか。

また、日常の風景に溶け込んでしまい、危険なものだと感じていない道端の草花についてもご存じなのか伺いたいです。東庄町ではどのような範囲にどのような特定外来植物が繁殖しているのかお分かりになっていますか。

一問一答方式を選択しております。2回目からの質問は自席にていたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本町では、千葉県環境生活部の自然保護課・生物多様性センターが公表している外来植物の分布情報や実際に現場で確認された情報を基に認識しております。

先程の水生植物という点については、ナガエツルノゲイトウが考えられますが、主に水辺に生育する植物であり、繁茂すると生態系や農業への悪影響の恐れがあります。繁殖力、再生力が非常に強く、用水路に定着した場合は用排水の流れを阻害し、水田に定着した場合は収穫量への影響や刈取り時にコンバインに詰まり、脱穀能力を大きく低下させることが危惧されるものと把握しております。

また、道端の草花という点においては、特定外来植物に指定されているオオキンケイギクや特定外来生物には指定されていないものですが、ナガミヒナゲシが考えられます。ナガミヒナゲシは、葉や根から他の植物の成長を妨げる成分を放出する特性があり、そのため、生態系に影響を及ぼす可能性があるかと認識しております。また、この植物は非常に強い繁殖力を持っている点も問題視されています。加えて、直接手で触れると皮膚にかぶれるなどの健康被害が生じる恐れもあるため、取扱いには十分な注意が必要です。

これらの外来植物は、町内の広範囲で点在しているのを確認しておりますが、明確な範囲等は把握しておりませんので、調査してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

よくお調べになっています。東庄町でも5月の中頃まであちこちに咲き誇っていたナガミヒナゲシはネットニュースやテレビでも取り上げられている特定でもなく、要注意にも指定されていないが、危険性のある植物です。そういった外来植物の危険性をどのくらいご存じですか。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

特定外来生物に指定されていない外来植物であっても、環境中で予期せぬ形で拡大し、生態系に影響を及ぼす恐れがございます。これらの植物は、導入当初は限定的な存在であったとしても、温暖化や環境変動などの影響を受け、その生育条件が整うと急速に繁殖する可能性がございます。これにより、在来の固有種と競合し、自然環境全体のバランスを崩す恐れがございます。特定外来生物に該当しない外来植物であっても、その潜在的な侵略性による生態系への影響や、経済的、社会的なリスクを含む危険性が大いに存在すると考えております。

特定外来生物として指定されていないことから、予防措置や早期対策の対象が限定されがちな点も重要な問題です。管理の手薄な状況下で、後に深刻な事態を招く前触れとして、これらの外来植物に対する継続的な監視と情報共有、そして早期の対応策を講じる必要があると認識しております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

そうですね。深刻な事態を招く前触れをいち早く察知してくださること、そして

町民の皆さんが困る前にスピード感のある対応をしていただくことを期待しております。

ところで、先程、道端の草花と申しましたが、このような外来植物が特に密集して繁殖している場所が耕作放棄地や空き家の敷地ということ把握されていますか。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

現時点では、正確な状況の全容は把握しきれておりませんが、管理が困難な土地等において、外来植物が繁殖している事実は認識しております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

認識していただいているのですね。では、その対策について伺います。

質問要旨 2、危険植物の対策について。

2004 年に公布された外来生物法について、どのようなことをすると違反行為なのか、環境省の取組などはどのようなものがあるのか。それらに基づき、町民への指導要綱等が植物分野においても構築されているのかお聞かせください。

また、耕作放棄地や空き家等への外来植物駆除の対策は考えておいでですか。繁殖力の旺盛な外来種ですので、年々そのような場所が増えているように思います。道端であれば、地域での声かけで駆除に取りかかれると思いますが、空き家や耕作放棄地などはむやみに入れないように思います。その辺りはどのように考えておいでですか。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

外来生物法に基づく違反行為につきましては、無断輸入、無許可での栽培、運搬や譲渡等、法令に違反する行為が明確に定められております。

また、国・県からの定期的な外来植物のリスク評価、監視体制等の情報提供は、当町における判断材料として活用しております。

町民の皆様への指導要項という点につきましては、町のホームページや広報媒体を活用し、外来植物の駆除方法及び注意点について、分かりやすい情報提供を行い、町民の皆様へ防除に関する知識と理解を深めていただくよう努めてまいります。

耕作放棄地や空き家などの管理が行き届かない場所においては、前田議員が述べられたとおり、時として急速に拡大するリスクがございます。しかしながら、これらの土地に無断で立ち入って駆除活動を行うことは、所有権や安全面の問題から適切ではないことですので、各担当課より該当する土地の所有者及び管理者にお伝えし、駆除作業を推進するよう努めてまいりたいと考えます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

駆除、防除のやり方を周知していただけること、頼もしいですね。近隣でしたら、成田市のホームページに幾つかの外来植物の注意喚起が記載されています。隣の香取市では、オオキンケイギクの注意は促しているようです。他県の市町村も、住民に分かりやすく注意喚起をしているところがありますが、ただそれらを丸パクリするのではなく、東庄町独自の生息状況を季節ごとに確認し、町民の皆さんに分かりやすく伝えてほしいです。哺乳類など、動く生き物には目が行きやすいですね。それらに気をつけましょうと注意を促すことは発信しやすいし、町の人も理解しやすいと思います。しかし、植物のように佇んでいるもの、見えづらいもの、物言わぬものに注意しましょうというのは、発信する側も頭をひねっていただかなければなりません。その辺り手腕を発揮していただきたいです。どうでしょう、実際に駆除している姿の動画などを作って配信してみてもいいでしょうか。他がやっていない、もう一歩先の分かりやすいお知らせを考えてください。

また、耕作放棄地や空き家にこそ、どのような対策を打つべきなのか、環境問題の枠を超えてしまう内容ではありますが、駆除作業が円滑に進む対策を推し進めていただけたらと思います。

次の質問です。道端や原っぱに生息している外来植物の多くは、それほど丈が高

くありません。ふわふわと揺れるかわいい花々がつい手に取れる高さにあると小さな子供たちが触ってしまったり、散歩中のペットが口にしてしまう危険性も考えられます。そういった注意喚起を十分に町民の皆さんに伝えられていますか。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

地域に自生する外来植物について、毒性のリスク評価を行い、どの植物が潜在的な危険性を持つのかを明確にした上で、リスクが高い植物が自生している公共の場所や遊び場、学校などでは分かりやすい注意表示や警告看板を設置して、利用者や保護者に対して情報提供を行うことを検討したいと思います。

また、学校や保育施設での講習会や安全教育を通して、外来植物の危険性についての正しい知識の普及を進めることも大切と考えます。地域全体の問題であるため、町、学校、保護者等の連携が不可欠です。各団体が情報を共有し、リスクのある植物の最新の安全対策を常にアップデートする仕組みを構築することで子供やペットの安全を守ると共に、地域の環境保全にも寄与出来ると思います。外来植物による事故防止策は、事前のリスク評価と物理的・情報面でのバリアの整備、そして地域全体での協力体制の構築により実現可能と考えられますので、その取組を検討してみたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

各種団体や学校、保護者との連携、地域全体の協力体制、いいですね。是非、取り組んでください。

次に、危険性のある外来植物の駆除方法、もしくは触らずに通報すべき植物について、対象種の種類を把握し、周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

町内の広範囲で点在しているのを確認出来ているオオキンケイギクについては、5月から7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、生きたままの運搬や栽培、譲渡などが原則禁止となっています。

駆除方法といたしましては、根や茎が残っていると翌年も生えてくる可能性があるので、根っこから丁寧に引き抜き、抜いた後は二、三日程度、天日でさらすか袋に入れて枯らしていただきます。

ナガミヒナゲシについては、4月から6月にかけてポピーに似たオレンジ色の花を咲かせます。植物毒であるアルカロイドが含まれており、除草中にアルカロイドを含む黄色い汁が手につくと、皮膚の弱い人はかぶれやただれを起こしてしまいます。

駆除方法といたしましては、ゴム手袋や軍手を着用して、直接肌に触れないよう注意していただき、実をつけている場合は、種がこぼれないように行っていただきます。これらの処分といたしましては、燃やすごみに出すか、コンポスターなどで腐らせて駆除することが出来ます。

これら駆除方法を今後ホームページ等で周知していく必要があると考えます。

なお、状況にもよりますが、基本的には大多数の植物は、単に触れても直ちに危険というわけではなく、触らないで通報というアプローチは、もし身近な場所でふだん見かけない、または明らかに異常な特徴を持つ植物に遭遇した場合、役場生活環境係へ連絡をしていただければと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

幾つか植物の名前を出していただきました。オオキンケイギクは現時点で真っ盛りに咲いていますね。早急に周知していただきたいです。もう少ししますと、オオハンゴンソウという、やはり鮮やかな黄色の花が咲き誇ります。庭の華やぎによかれと思い植えたら、いつの間にか夏はその花しか咲かなくなってしまったというお

話を聞いたことがあります。これこそが、最初に申し上げたアレロパシー作用の状態と思われます。他の植物に作用し、繁殖を妨げる。大概の植物は大小にかかわらず、そういった力を有していますが、侵略的外来種は驚異的な力を持っています。秋になれば、皆さんご存じのセイタカアワダチソウが咲き出します。どこを見てもセイタカアワダチソウばかりだった景色もその作用のせいだったわけです。私が幼い頃には既にセイタカアワダチソウだらけの秋でした。長い年月が過ぎていくその景色が当たり前になり、頓着しなくなります。そういった私たちに東庄町役場ではいち早く、本来こうあるべきではという投げかけをしていただけませんか。

先程伺ったホームページでの周知や外来種講習などで、出来るだけ早く取りかかってください。

それでは最後の質問です。千葉県が発する外来生物に関する注意喚起など、連携されていますか。連携されているのであれば、その実績や成果などをお聞かせください。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

セイタカアワダチソウ等の外来植物が風景の一部となっていた事例は、外来植物問題の深刻さとその教訓を私達に強く示していると認識しております。本来あるべき姿である在来種植物の保全という点と、時が経過し、現象が日常化する中で、外来植物の存在を軽視してしまうことのないように関係機関と町民の皆様と協働し、この問題に対し、取り組んでまいりたいと思います。

また、千葉県との連携といたしましては、まちづくり課になりますが、外来水生植物防除事業により、今年２月にナガエツルノゲイトウの駆除の実績があります。地元農業者組織が主体となり、水路から引上げを行いました。昨年度は町民課においても、アカミミガメ防除体制整備事業として対策準備を千葉県と連携して取り組みました。今後も外来生物の駆除に関しては、国・県及び土地改良区等の関係機関と密に連携し、効果的な対策を講じる方針でございます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

分かりました。ナガエツルノゲイトウの駆除は長期戦と聞いております。これから何年もかけて取り組まれていかれると思います。農業に従事する一人として、ありがたいなと思いました。このような取組や結果なども私たち町民に知らせていただけるといいですね。

今回、身近な外来植物の環境問題を取り上げましたが、今後も外来生物全般の環境問題も含め、生物多様性増進活動など、多面的かつ継続的に質問をさせていただきたいと思っています。

今回講じていただけるとお答えいただいた外来植物に対する対処の件も含め、町民の皆さんの安心安全のため、いち早く取り組んでいただくことを望みまして、質問を終わりにいたします。

議長（板寺正範君）

以上で前田君江君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

次に、日程第 6、発議第 2 号、東庄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

議会運営委員長（佐久間義房君）

それでは、ただいま議題となりました発議第 2 号、東庄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律が令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことによる関係法令の改正に伴い、東庄町議会の個人情報の保護に関する条例について所要の規定の整備を行うための改正を行うものです。

この条例は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしております。

条例案の内容及び詳細につきましては、新旧対照表を参照願います。

以上で発議第２号の提案理由と内容説明を終わります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

討論なしと認めます。

これから発議第２号、東庄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、発議第２号は原案のとおり可決されました。

日程第７、同意第１２号、固定資産評価員の選任についてを議題とします。

ここで町民課長、宇ノ澤修君の退席を求めます。

（町民課長 宇ノ澤修君 退席）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第１２号、固定資産評価員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価員につきましては、地方税法第４０４条第２項の規定によりまして、

固定資産を適正に評価し、町長が行う価格の決定を補助するため、議会の同意を得て選任することとされております。今まで前町民課長の香取康成が評価員を兼ねておりましたが、辞任届が提出されたため、現町民課長の宇ノ澤修を評価員に選任いたしたく、提案するものでございます。

ご審議の上、同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりました。ここでお諮りします。ただいま議題となりました同意第１２号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第１２号、固定資産評価員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第１２号は同意することに決定しました。

ここで町民課長、宇ノ澤修君は入場してください。

（町民課長 宇ノ澤修君 入場）

議長（板寺正範君）

日程第８、承認第２号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）、日程第９、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上２件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいま提案されました承認第２号、町税条例の一部を改正する条例及び承認第３号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める

ことにつきまして提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日にそれぞれ公布をされ、原則として4月1日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する町税条例及び東庄町国民健康保険税条例について所要の改正を行いました。急を要するため、3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、承認第2号、町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

今回の改正は大きく五つの内容となっております。

一つ目は公示送達関係、二つ目は個人町民税関係、三つ目は軽自動車税関係、四つ目は固定資産税関係、五つ目は町たばこ税関係でございます。

それでは、町税条例の一部を改正する条例の主なものについてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により説明させていただきます。

第18条の改正は、公示送達に関する規定の整備で、公示送達の方法について省令改正に合わせて改正を行うものでございます。

公示送達とは、地方団体の徴収金の賦課徴収または還付に関する書類は郵便等により交付することとしておりますが、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所等が明らかでない場合や外国においてすべき送達につき困難な事情があると認め

られる場合には、役場の掲示場に必要事項を掲示することで、書類の送達があったものとみなす制度でございます。

現在、役場の掲示場に公示事項を掲示して行っている公示送達を町のホームページに公示事項を表示する措置を取るとともに、役場掲示場、または事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことが可能となるものでございます。

施行日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日でございます。

第34条の2、恐れ入りますが参考資料2ページをお願いいたします、第36条の2、参考資料3ページの第36条の3の2、参考資料3ページから4ページの第36条の3の3の改正は、大学生年代の子等に関する特別控除に係る規定の整備でございます。

年齢19歳以上23歳未満の特定親族について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に低減する仕組とするものでございます。

施行日は令和8年1月1日でございます。

恐れ入りますが、参考資料5ページをお願いします。

第82条の改正は、法改正に合わせた軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正になります。

原動機付自転車の車両区分に0.125リットル以下、かつ最高出力4.0キロワット以下のものを追加するものでございます。

参考資料6ページをお願いいたします。

第89条及び第90条の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれの改正及び法改正に合わせた軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備でございます。

軽自動車税種別割の減免規定において、運転免許証の提示の定めがあるため、個人番号カードと一体化した運転免許証、いわゆるマイナ免許証に対応した条例とするものでございます。

参考資料8ページをお願いします。

附則第10条の2の改正は、法改正に合わせた項ずれの改正になります。

附則第10条の3は、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用出来ることとする規定を追加するものでございます。

参考資料9ページをお願いします。

附則第16条の2の2は、法改正に合わせて加熱式たばこにかかる町たばこ税の課税標準の特例の規定を追加するものでございます。

施行日は令和8年4月1日でございます。

続きまして、承認第3号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

今回の改正の主なものは、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しであります。

恐れ入りますが、参考資料11ページをお願いします。

新旧対照表左側の改正案により説明させていただきます。

第2条第2項及び第3項の改正は、課税限度額の引上げによるものです。高齢化等により、医療給付費等が増加する中で、被保険者の所得が十分に伸びていない状況において、後期高齢者支援金分の超過世帯割合は依然として高止まりしている状況であります。本改正では、課税限度額を引き上げるにより、高額所得層にはより多く負担を求めることとなる一方、中間、低所得層の税負担の軽減に配慮した税額の設定が可能となります。

保険税負担の公平性の確保及び中間、低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げる改正となります。

第23条の改正は、参考資料の11ページから12ページにまたがりませんが、第2条で改正しました基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税限度額を改正することに伴う改正と国民健康保険税額の減額に関する改正で、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額と減額の対象となる所得基準額をそれぞれ引き上げる

改正となります。

国民健康保険税では、負担能力が特に不足する低所得層の被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分において、原則として7割、5割、2割軽減を行ってきております。

低所得者層に対する軽減措置は年々拡充されてきておりますが、今年度は経済動向等を踏まえ、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を1万円引上げ、30万5,000円とし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を1万5,000円引上げ、56万円とする改正でございます。

続きまして、附則の説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書13ページをご覧ください。

第1項では、この条例の施行期日を定めております。第2項では、適用区分を定めており、今回の改正規定は令和7年度以後の年度分について適用し、令和6年度分までについては、なお従前の例によることとされております。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第２号は承認することに決定しました。

次に、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第３号は承認することに決定しました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日の会議は定刻に参集願います。ご苦労さまでした。

（午後 ３時５２分 散会）